

旧町時代における未処理金調査特別委員会
調査報告書

令和2年（2020年）9月

はじめに

平成16年10月1日に新庄町と當麻町の2町合併により葛城市が誕生したが、旧新庄町時代になんらかの方法によって積み上げられた非公式に存在する葛城市収入役名義で銀行に預けられた金銭があり、1億8,351万8,491円が一部の関係者によって引き継がれ、平成20年12月に他名義に変更されていることが、平成29年12月に明らかになった。

そこで葛城市議会は、地方自治法第百条にもとづく旧町時代における未処理金調査特別委員会を設置し、以下の事項について調査した。

- 1 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項
- 2 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項
- 3 旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項

1 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項

1億8,351万8,491円の未処理金が何を原資として旧新庄町時代に積み上げられたかについて、当時の職員らの証言にもとづき、未処理金発生が疑われる事業などについて調査した。

しかし、すでに15年以上も過去のことであり、確かな証拠書類がなく、未処理金の原資は確定できなかった。

また、1億8千万円あまりの未処理金が最終的にまとめられた新庄町収入役名義の南都銀行口座の通帳履歴によって、平成16年3月29日から合併直前の9月29日までのあいだ、約4億8,900万円が入金され、また、約3億700万円が振替によって出金されており、最終的に1億8千万円あまりの未処理金として残ったことが明らかになった。

2 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項

(1) 旧新庄町時代の管理実態

旧新庄町時代の生野名興元収入役の時代に、収入役名義の複数の金融口座が複数の金融機関にあったことが明らかになった。これらの金融口座から、合併前の半年間に、南都銀行新庄支店の新庄町収入役名義の口座に未処理金がとりまとめられており、未処理金が生野元収入役によって管理されていた実態が明らかになった。

(2) 葛城市時代の管理実態

① 新庄町収入役名義の南都銀行口座から葛城市収入役名義の南都銀行口座の通帳に未処理金1億8,276万4,869円が移され、黒いポーチに入れられて、葛城市会計課の金庫に平成20年12月10日まで保管されていた。その間の入出金はなく、利息がつくのみであった。

その通帳は会計課の金庫にありながら会計検査を受けておらず、その存在が明らかになることはなかった。

② 平成20年10月の市長選挙により、吉川義彦市長（当時）および岡本吉司副市長（当時）が退任した。葛城市会計課の金庫に未処理金の通帳が入った黒いポーチが残っていることについて河合良則総務財政課長（当時）は、岡本吉司氏にこのことを相談した。

岡本氏はこの未処理金を自らが預かり管理することにした。

（3）奈良県農協忍海支店新村区長名義の口座による未処理金の管理実態

① 平成20年12月11日に、未処理金が預金されていた南都銀行新庄支店葛城市収入役名義の口座を解約、未処理金全額を出金して発行された1億8,351万8,491円の自己宛小切手を岡本氏が受け取った。

岡本氏は、新村区長に依頼して開設した奈良県農協忍海支店の新村区長名義の口座に、未処理金1億8,351万8,491円を入金した。

② 平成25年と平成29年の少なくとも2度、吉川義彦元市長、岡本吉司元副市長、生野名興元収入役、河合良則氏が集まり、未処理金の今後について話し合った。しかし、どのように扱うか決めかね、岡本氏の管理の下におくままとなった。

③ 平成20年から平成29年にかけて、岡本氏は未処理金を6度出金している。

以上、未処理金の発生経緯と管理実態の大まかな内容を述べたが、未処理金の発生以降調査の過程で明らかになった行政上の不適切な事案について、また未処理金の今後の適正な処理に関して報告書の最後に提言する。

目 次

第1章	委員会調査の経緯	1～7
第2章	委員会調査の概要	8～66
1	未処理金が形成された過程	9～11
2	未処理金の原資の例：議長手当	11
3	未処理金の原資の例：建設寄附金	11～14
4	未処理金の存在の認識	14～16
5	葛城市成立前後の未処理金の管理状況	16～19
6	未処理金預金口座の解約と他口座への移管	19～21
7	収入役印及び南都口座通帳の管理状況	21～24
8	未処理金の使途1：弁之庄地積測量について	24～31
9	未処理金の使途2：新村区長印の作成	31～33
10	未処理金の使途3：新町農道工事について	33～49
11	未処理金の使途4：脇田交差点拡張工事	49～53
12	未処理金の処理についての協議	53～55
13	未処理金の受け入れまでの経過	55～59
14	未処理金の帰属	59～60
15	未処理金の今後についての提言	60
16	未処理金の再発防止に向けた提言	60～61
17	調査の過程において発見した問題と提言	61～62
18	証言拒否等	62～66
19	告発	66
20	調査経費	別表
21	その他	66
第3章	まとめ	67～70
資料編	1 委員会等の開催記録	
	2 証人、参考人、説明員の出席記録	
	3 提出を求めた記録	
	4 入出金の記録（別冊）	

第1章 委員会調査の経緯

1 調査の趣旨

平成16年10月1日に新庄町と當麻町の2町の新設合併により葛城市が誕生したが、旧新庄町時代に何らかの方法によって積み上げられた非公式に存在する金銭、いわゆる未処理金があり、関係者内で引き継がれていることが明らかになった。この未処理金を今後適正に処理し、再発を防止するため、発生の原因と経緯、現在までの管理実態について、地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項及び法第98条第1項の規定により調査を行う。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

葛城市議会運営委員会（平成30年1月23日及び平成30年2月1日）において、旧新庄町時代の未処理金に関する葛城市議会としての今後の調査方法などについて協議を行った結果、法第101条第2項の規定により、臨時会の招集請求を行うことを議会運営委員会として決定した。

これに基づき、平成30年第1回葛城市議会臨時会（平成30年2月19日）において、法第109条及び葛城市議会委員会条例第5条の規定により「旧町時代における未処理金調査特別委員会」を設置し、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の調査権限が付与された。（別紙「議案1」参照）

また、平成30年第1回葛城市議会定例会（平成30年3月23日）において、平成30年度調査経費について、平成31年第1回葛城市議会定例会（平成31年3月27日）において、平成31年度調査経費について、令和2年第1回葛城市議会定例会（令和2年3月26日）において、令和2年度調査経費について、それぞれ決議が可決された。（別紙「議案2」「議案3」「議案4」参照）

(2) 委員会の定数

8人

(3) 委員長、副委員長 委員の氏名

【平成30年2月19日～同年11月14日】

委員長 下村 正樹

副委員長 西井 覚

委員 杉本 訓規 吉村 始 谷原 一安
内野 悦子 増田 順弘 西川 弥三郎

【平成30年11月14日～令和元年11月18日】

委員長 下村 正樹
副委員長 西井 覚
委員 杉本 訓規 吉村 始 谷原 一安
内野 悦子 増田 順弘 西川 弥三郎

【令和元年11月18日～】

委員長 藤井本 浩
副委員長 西井 覚
委員 杉本 訓規 吉村 始 谷原 一安
内野 悦子 川村 優子 西川 弥三郎

3 調査事件

調査事項

- (1) 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項
- (2) 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項
- (3) 旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項

4 委員会等の開催状況

後述 「委員会等の開催記録」参照

5 証人、参考人、説明員の出席等

後述 「証人、参考人、説明員の出席記録」参照

6 記録の提出

後述 「提出を求めた記録」参照

7 調査の内容と結果

調査内容

1. 調査方針の決定

本委員会における調査をどのように進めて行くべきかについては、下記のような調査方針を基本的事項とすることで確認した。（平成30年3月20日第1回委員会）

(1) 本委員会の開催日の決定について

前回の委員会録が調整でき次第、次の委員会を開催することとする。

ただし、前回の委員会での発言内容を確認する必要がないときは、この限りではない。

(2) 委員会開催前に協議会を開催することについて

提出資料、質問事項の協議を行う。委員会の進行の中で行われる質問は委員長が調整する。共通事項については、委員長が代表して質問するものとし、各委員に配付する。

(3) 開催場所について

葛城市役所新庄庁舎 5階本会議場または第1委員会室にて開催する。

(4) 説明員、参考人及び証人の出席要求について

委員会への説明員、参考人及び証人の出席要求については、事前の協議会において出席を求める上で必要な事項（出席を求める者の氏名等）を協議し、委員会において決定する。

(5) 提出を求める資料について

提出を求める資料については、協議会で諮り委員会で決定する。提出された資料は、議会事務局で保管し施錠する。

(6) 会議の進め方について

ア. 開始時刻、会議の時間配分については、通常委員会の例によるものとする。

イ. 質疑方法については、一問一答方式とする。

ウ. 証人尋問について

- ・証人尋問は、委員会開催前の協議会で決定する。
- ・委員1人当たりの質問時間は決めないが、内容によっては委員長が調整することもある。
- ・質問回数については、制限を設けない。
- ・証人に対する尋問時間は決めない。

エ. 証人に対する尋問に際し留意すべきことについて

証人に対する尋問は、民事訴訟規則第115条（地方自治法第100条第2項）を準用する。

民事訴訟規則第115条

- 1、質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければならない。
- 2、当事者は、次に掲げる事項を質問してはならない。ただし、第2号から第6号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - (1) 証人を侮辱し、または困惑させる質問
 - (2) 誘導質問
 - (3) 既にした質問と重複する質問
 - (4) 争点に関係のない質問
 - (5) 意見の陳述を求める質問
 - (6) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問
- 3、裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申し立てによりまたは職権でこれを制限できる。

(7) 委員会の記録について

- ア. 記録の方法については、通常委員会の例によるものとする。
ただし、委員長が必要と認めた場合は、速記者による記録とする。
- イ. 署名委員については、委員会の例により委員長とする。
- ウ. 事前の協議会の会議録調製については、事務局職員による要点筆記とする。

(8) 傍聴の取り扱いについて

- ア. 傍聴については、通常特別委員会の例によるものとする。
- イ. 傍聴については、委員長において必要と認めるときは傍聴人員を制限できることとし、一般傍聴の定員については、会議当日の報道関係の傍聴数に応じて決定することとする。
- ウ. 一般傍聴について会議当日に決定した定員を超える傍聴申出があった場合は、会議開催時刻の15分前に抽選を行うこととする。
- エ. 報道関係の傍聴については、1社当たり3名以内とする。
- オ. 会議については、公開を原則とするが、報道関係者による参考人及び証人の撮影については、参考人及び証人に配慮することとする。

(9) インターネット中継については、通常特別委員会の例によるものとするが、参考人及び証人に公平に配慮することとする。

- (10) 第2委員会室モニターでの視聴については、通常の特別委員会の例によるものとするが、参考人及び証人に公平に配慮することとする。
- (11) 報道関係の情報対応について、報道関係への情報提供は、議長・正副委員長の対応とし、委員会の開催日程など必要に応じて記者発表する。
- (12) その他について
- ア. 委員外議員の発言については、通常の委員会の例による。
 - イ. 委員会の開催日時については、市内定時放送や市のホームページに掲載して市民に周知する。
 - ウ. 傍聴人への資料の配付については、正副委員長の協議の上、決定する。
 - エ. その他、委員会の運営上必要となる事項が発生したときは協議会で諮る。

別紙 「議案1」

旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項
- (2) 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項
- (3) 旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員8人で構成する旧町時代における未処理金調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を旧町時代における未処理金調査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

議会が必要と認められる期間

※議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる（地方自治法第109条第8項）。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

6. 設置理由

旧町時代における未処理金について調査解明するため。

別紙 「議案 2」

旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成 30 年度調査経費に関する決議

1. 調査経費

平成 30 年度の本調査に要する経費は、200 万円以内とする。

以上のとおり決議する。

別紙 「議案 3」

旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成 31 年度調査経費に関する決議

1. 調査経費

平成 31 年度の本調査に要する経費は、200 万円以内とする。

以上のとおり決議する。

別紙 「議案 4」

旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和 2 年度調査経費に関する決議

1. 調査経費

令和 2 年度の本調査に要する経費は、200 万円以内とする。

以上のとおり決議する。

第2章 委員会調査の概要

当委員会は、新庄町の財産であるのに財産として計上されていない預貯金（以下「未処理金」という。）についての調査を行った。

未処理金に関する事実関係は多く長期間にわたるので、以下の通り時系列に沿ってテーマごとに区分して調査結果を報告する。

第1 未処理金が形成された過程

未処理金がどのようにして形成され保管されたかを調査した。

第2 未処理金の原資の例：議長手当

未処理金の原資の例とされた議長手当について調査した。

第3 未処理金の原資の例：建設寄附金

未処理金の原資の例とされた建設寄附金について調査した。

第4 未処理金の存在の認識

未処理金の存在が新庄町庁舎内で認識されていたか調査した。

第5 葛城市成立前後の未処理金の管理状況

葛城市が成立する前後の未処理金の移動を調査した。

第6 未処理金預金口座の解約と他口座への移管

収入役名義で南都銀行口座に保管されていた未処理金が奈良県農協忍海支店の新村区長名義の口座に入金されたことについて調査した。

第7 収入役印及び南都口座通帳の管理状況

未処理金の入出金に用いられた収入役印や未処理金が預金されていた口座の通帳の管理状況を調査した。

第8 未処理金の使途1：弁之庄地積測量について

未処理金が支出された目的について調査した。

第9 未処理金の使途2：新村区長印の作成

未処理金が支出された目的について調査した。

第10 未処理金の使途3：新町農道工事について

未処理金が支出された目的、及び、農道用地買収に係る土地売買契約書が偽造されていることについて調査した。

第11 未処理金の使途4：脇田交差点拡張工事

未処理金が支出された目的について調査した。

第12 未処理金の処理についての協議

未処理金の処理について関係者間で行われた協議について調査した。

第13 未処理金の受け入れまでの経過

未処理金の存在が知られた後、葛城市が歳出外現金として受け入れるに至るまでの経過について調査した。

第 14 未処理金の帰属

調査の結果を踏まえて、未処理金の帰属について判断した。

第 15 未処理金の今後についての提言

調査結果を踏まえて、未処理金自体及び支出された金銭の今後の処理について提言した。

第 16 未処理金の再発防止に向けた提言

今後同様の未処理金が発生しないための対策について提言した。

第 17 調査の過程において発見した問題と提言

本調査の過程において発見した問題について提言した。

第 18 証言拒否等

第 19 告発

第 20 調査経費

第 21 その他

第 1 未処理金が形成された過程

1 田中 進 氏の証言要旨

私は昭和 60 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの間、新庄町収入役を務めました。私は、退任時に新庄町収入役名義の口座を後任の生野名興収入役に引き継ぎましたが、直接手渡したのではなく、当時の藤井本繁治町長に渡す形で引き継ぎました。

但し、私が後任者に引き継いだものは、全て新庄町の財産として計上されているものです。他に新庄町の財産であるのに財産として計上されていない預貯金が存在したかどうかは、私は覚えていません。私は収入役を退任した後、未処理金の処理について相談を受けたこともありません。新庄町内の各課で未処理金を保管していたという話も、私は分かりません。

2 生野 名興 氏（元新庄町収入役）の証言要旨

私は平成 5 年 4 月に新庄町収入役に就任した際、前任者であった田中進収入役より約 1 億 8 千万円あまりの未処理金を引き継ぎました。当時未処理金は新庄町役場の各担当課で預金されており、預貯金先は南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協、郵便局等でした。私はこれらの預貯金の名義人が誰であったかは覚えていません。平成 5 年 4 月当時、私は未処理金の入出金記録も田中氏より引き継いだと思いますが、今は所持していません。

私の記憶では未処理金を保管していた課は全部で8課ほどあり、そのうち税務課、経済課、建設課、総務課、教育委員会、計画課は覚えていますが、他には何課があったか記憶していません。

私としては、未処理金は新庄町の財産であると考えており、前任の田中氏も同様に考えていました。私が収入役に就任した当時の町長であった藤井本繁治氏や、吉川義彦助役も未処理金の存在は知っていました。

平成8年8月に、新庄町内の各担当課で保管されていた未処理金を全部集めて私が管理することにしました。預入先は南都銀行、郵便局、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協忍海支店、奈良県農協新庄支店で、口座の名義人は私でした。

3 吉川 義彦 氏の証言要旨

私は、平成元年4月1日から平成12年9月14日まで、新庄町助役でした。当時の収入役は田中進氏でしたが、私は田中氏から未処理金が存在するという話は聞いていません。

4 確認した資料

- (1) 当委員会は、南都銀行、郵便局、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協忍海支店、奈良県農協新庄支店に生野氏の名義で開設された口座の有無及び取引履歴を照会した。
- (2) 南都銀行からは該当する口座は見当たらない旨の回答があった。
- (3) 郵便局（現ゆうちょ銀行）からは、平成8年開設及び名義変更の生野氏名義の口座は存在しない旨の回答があった。
- (4) 奈良県農協からは平成8年から平成16年9月までの間の、合計6つの取引の取引履歴が開示された。

6つの名義の取引（貯金口座）のうち、以下の3つの取引は新庄町の把握していない取引であった。

- ①「新庄中央支店 取引先番号2361790803 新庄町収入役 国保分 生野名興」
- ②「新庄中央支店 取引先番号2361792008 新庄町収入役 生野名興」
- ③「新庄東支店 取引先番号2371795309 新庄町収入役 生野名興」

- (5) 大和信用金庫からは、「新庄支店普通預金 1210596」の口座の平成9年5月8日から平成16年9月28日までの取引履歴が開示された。
- (6) 奈良中央信用金庫からは、「新庄町収入役 生野名興」名義の定期預金口座の平成8年10月7日から平成8年11月5日までの取引履歴が開

示された。

5 当委員会の認定

(1) 生野氏の証言では、平成8年8月に生野氏名義で南都銀行、郵便局、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協忍海支店、奈良県農協新庄支店に自己名義で口座を開設し、未処理金を保管したとのことであるが、南都銀行、郵便局（ゆうちょ銀行）ではそもそも口座の存在自体が確認できなかった。

(2) 調査の結果判明した各預貯金口座の入出金状況は別表の通りである。なお、別表では金額や異動年月日の近接性を元にして、同一の金銭の移動と推測できるものを直線で結んでいる。

しかし、金融機関は記録の保存年限を超過した入出金に関する資料は廃棄しているため、出所不明の入金や行方不明の出金も多数あり、かつて存在した未処理金の総額を正確に解明することはできなかった。

第2 未処理金の原資：議長手当

1 生野 名興 氏の証言要旨

私自身も、過去に在籍した税務課と議会事務局で未処理金の発生に携わったことがあります。議会事務局では、北葛城郡の議会があり、年間150万円程の議長手当がありますが、その議長手当から未処理金に入金していたことを覚えています。しかし、それ以外の課でどうやって未処理金を発生させていたのかは覚えていません。

2 確認した資料

当委員会は、現存する昭和60年度から平成16年までの議長交際費の予算額及び決算額を確認し、差額から未使用額を算出した。

昭和60年度から昭和62年度までは年額130万円、昭和63年度から平成2年度までは年額160万円、平成3年度は180万円、平成4年度は200万円が、それぞれ全額費消されていた。

しかし、平成5年度以降は毎年未使用額が発生していた。

3 当委員会の認定

議長交際費は平成5年度以降は毎年未使用額が発生しているのに、平成4年度以前は毎年全額支出したことになることは不自然なように思われ、平成4年度以前の議長交際費のうち未処理金の原資となったものがある可能性も否定できないと思われた。

しかし、議長交際費の支出の内訳及び真偽を確認する資料が残っていないため、生野氏の証言の通り費消されたことになっている議長交際費の中に、未処理金の原資となったものがあつたか否かは認定できなかった。

第3 未処理金の原資：建設寄附金

1 生野 名興氏の証言要旨

私が未処理金を管理している間に、新たに未処理金として管理するようになったお金が1件あったことは覚えています。それは、南藤井大字のコミュニティーセンターを建設する際、2,000万円の地元負担金が支払われたことがありましたが、これが新庄町に入金されず未処理金となったことです。なお、当時のコミュニティーセンター建設事業の担当者は花井義明氏でした。

2 吉川 義彦 氏の証言要旨

私は、南藤井にコミュニティーセンターが建設されたことは知っていますが、その際に南藤井区から新庄町に建設寄附金が支払われたかどうかは知りません。

3 花井 義明 氏の証言要旨

私は、平成元年4月1日から平成6年3月31日までの間、新庄町の生涯学習課の課長補佐でした。平成5年に新庄町地域コミュニティー施設である南藤井コミュニティーセンターが建設されましたが、私はこの建設に関して、公民館の分館建設に関する実施要綱に基づいて南藤井大字の役員と面談し、手続き上の指導をしました。コミュニティーセンターの建設用地は地元が提供しましたが、建物の建築費が幾らだったかは私は覚えていません。

私は、南藤井土地改良区がコミュニティーセンターの建設について新庄町に建設寄附金を支出したこと自体は覚えています。ここでいう建設寄附金とは、建設費用のうち新庄町の基準を超える部分について地元負担してもらおうという性質で、新庄町が地元から受け取る金銭でした。

当時新庄町としては、この建設寄附金は土地改良区ではなく大字が支出したものという認識であり、大字の役員が小切手で庁舎2階の生涯学習課に持参されたことを私は覚えています。私は、金額が高額なこともあり、新庄町の所管課である出納室か会計課かに小切手を持参しました。その後は課の職員を通じて収入役に渡ったと思います。その後どのように処理されたかは私は知りませんが、適正に処理されたものと思っていました。私は、南藤井の地元から建設寄附金が支払われたのは、平成5年の12月の1回しか記憶にありません。

私の記憶では、他にも大字から建設寄附金が支払われた事例はあり、屋敷山の公民館、葛木、西辻で支払われたことは覚えています。私が生涯学習課に配属された2年目から2～3年の間の各年度に2、3件ずつはあったと記憶しています。南藤井大字以外の納付方法は振込だったと思いますが、振込先は収入役の口座でした。私は、振込先の口座番号は所管課から

聞いて、そこへ納めてもらうように案内をしていましたが、私にはその指定された口座が何の口座なのかはわかりません。支払われた建設寄附金は所管課の方で適正に処理されていると思いますが、詳細は私には分かりません。

私自身は、最近の報道で知るまで未処理金が存在することは知りませんでした。

4 福本 武彦 氏の証言要旨

私は、平成4年4月1日から平成9年3月31日まで新庄町の総務課長を務めていました。平成5年に新庄町コミュニティー施設の南藤井コミュニティーセンターが建設されたことと、その際に地元から寄附金が支払われたことは覚えています。寄附金はおそらく会計課か出納室に収められたものと思います。私は、寄附金は町の予算に計上されるので、新庄町の収入になると聞いています。

私は、最近の報道で知るまでは未処理金の存在は知りませんでした。なお、私が総務課に異動した際に、課長補佐から課の金庫内で封筒に入れて保管している現金があると聞いて、理事者側にも相談の上、当時の収入役であった生野氏に引き継いだことがありました。私が確認したところ、その金額は200万円くらいだったと思います。

そのような現金が発生した理由については、当時私は課員から「前年度の工事負担金として準備したものが支払う必要がなくなったものの、既に出納閉鎖時期を過ぎており、そのまま総務課に置いてあった。」という説明を聞きました。

5 確認した資料

当委員会は、大字南藤井区に対して、南藤井コミュニティーセンター建築当時の会計簿等の提出を求めたところ、当時の大字の会計簿は無く南藤井土地改良区の会計簿と地域コミュニティー施設（南藤井）新築工事1, 881万4, 400円の大字と建設業者との契約書が提出されたので、その内容を確認した。

南藤井土地改良区の会計簿には平成5年7月13日と平成5年12月27日の2回にわたり、各1, 000万円ずつが「コミュニティーセンター南藤井分館建設寄附金と建設負担金」の名目で支出した旨が記録されていた。

また、葛城市に提出を求めた「平成5年度新庄町一般会計決算書」によると、「歳入13款1項寄附金1節 一般寄附金」の欄には、合計7, 875万990円の記載があったが、その内訳は記録が無く判明しなかった。

6 当委員会の認定

平成5年度中に「コミュニティーセンター南藤井分館」が建設され、「建設寄附金と建設負担金」として、南藤井土地改良区から平成5年7月13日と同年12月27日の2回にわたり、合計2,000万円が支出された事実は認められる。

しかし、「平成5年新庄町一般関係決算書」には、平成5年度中の一般寄附金の総額しか記載が無くその内訳が不明であり、かつ一般寄附金の総額は7,875万990円であり、2,000万円を上回っているので、一般寄附金の中に「コミュニティーセンター南藤井分館」の建設寄附金が含まれている可能性も否定できない。また、大字と建設業者と交わされた地域コミュニティ施設（南藤井）新築工事1,881万4,400円に建設負担金として充てられた可能性もあり、関係者の証言も明確ではない。

そのため、当該建設寄附金が新庄町の歳入となったのか、又は生野氏の証言の通り新庄町の歳入とはならず未処理金の原資となったのかは、いずれとも認定できなかった。

但し、福本氏の証言によると、現在の葛城市とは異なり新庄町においては、町に帰属する現金の取り扱いに厳密さを欠く面があり、不正な処理を可能とする余地があったことは否定できない。

第4 未処理金の存在の認識

1 生野 名興 氏の証言要旨

私が河合良則氏、吉川義彦氏、岡本吉司氏の他に未処理金の存在を知っていると思うのは、いずれも 新庄町職員であった福本武彦氏、清村好伸氏、三田詮氏、杉浦税務課長です。

2 河合 良則 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成12年頃に、生野名興氏からお金を一つの金融機関に集めたので確認してほしい、と頼まれて、その時の総務課長と一緒に3人で確認しています。私はそれが今の未処理金だと思っています。その時に確認したのは「こういう金融機関に預けてあったものを一つにした」ということと、合計金額です。

そして、私は岡本吉司氏から、おそらく未処理金だと思われるものについて「合併までの間にどのように取り扱おうかということ相談した。」と聞いているので、岡本氏は遅くとも葛城市が成立する時まで未処理金が存在することを知っていたと思います。

3 河合 良則 氏の報告書（平成30年9月21日付）

私は、平成12年頃、当時総務課長補佐であった私は、当時の収入役であった生野氏から上司の総務課長であった清村好伸氏と話があるので、私

も同席するよう指示されました。生野氏は清村氏に対し、「各銀行にあったお金を南都銀行にまとめたのがこれや。」「確認してくれ。」と言っていました。私は何らかのお金を生野氏が管理しているのだという事は分かりましたが、金額など詳細までは覚えていません。

その後、平成16年10月頃に生野氏が退職する前に、当時町長だった吉川義彦氏か、副町長であった岡本吉司氏のいずれかから、私は会計課の金庫内に未処理金の通帳とメモ書きを入れているので管理するように言われたと思います。

私は、未処理金の通帳等の中身を見たことはありませんが、黒色のポーチに入れられ、会計課の金庫内に保管されていたので、会計課の職員は全員そのようなポーチがあることを認識していました。

4 清村 好伸 氏の証言要旨

私は、平成13年4月1日から平成16年9月30日まで、新庄町総務課長を務めていました。

私は総務課長在任中に当時の収入役であった生野名興氏から未処理金が存在するという話は聞きましたが、実際に存在するかの確認まではしていません。私が未処理金の存在を聞いた時期や、聞かされた未処理金の金額は覚えていません。

生野氏が私に話をされたのは、私が当時財政担当課長だったからだと思います。私は未処理金がどのようにして形成されたか、形成された目的は何かなどは聞いていませんが、新庄町の所有だろうと考えていました。収入役という地位が私よりも上の人と言う事なので、私が詳細について問いただしたり、議会に報告したりということは思いもしませんでした。私としては、当時の理事者たちも未処理金の存在は知っていたと思います。

私が所属した当時、総務課には未処理金は存在しませんでした。私は未処理金が保管されていた口座も、その口座の中の入出金の事も知りません。

5 吉川 義彦 氏の証言要旨

私が未処理金の存在を知ったのは、葛城市長を退任した後のことです。

6 岡本 吉司 氏の証言要旨 (平成30年8月23日のもの)

私は、平成20年10月に葛城市を退職しましたが、同年11月の中頃、河合氏から未処理金が存在することを聞かされ、どうすれば良いかという相談を受けました。それまで私も未処理金の存在を知りませんでした。

7 当委員会の認定

既に平成13年頃、生野氏から清村氏と河合氏に対して未処理金の存在が伝えられた事実があったことは認定できる。

しかし、吉川義彦氏、岡本吉司氏らが在職中に未処理金の存在を知っていたか否かについては、関係者の証言が一致せず、他に客観的な証拠もないため、いずれとも認定できなかった。

第5 葛城市成立前後の未処理金の管理状況

1 生野 名興氏の証言要旨

平成16年9月30日に私は新庄町を退職しましたが、その1週間前くらいに、南都銀行に吉川義彦町長名義で口座を開設して未処理金を預け入れ、葛城市長となった吉川氏に、その預金が新庄町の各課で形成された未処理金の合計である旨を話して引きつぎました。

以後、私は葛城市において未処理金がどのように管理されていたのかわかりません。なお、私が未処理金を管理していた期間中には、未処理金を使ったことはありませんでした。

2 吉田 新之助 氏の証言要旨

私は、平成16年12月20日から平成20年12月19日までの間、葛城市収入役でした。しかし、私は新庄町収入役であった生野名興氏から未処理金が保管された口座を引き継いでいませんし、その出金にも関与していません。

私は、百条委員会が設置される少し前に報道で未処理金の存在を知りました。それ以前には私は未処理金の存在は知りませんし、会計監査を受けない葛城市名義の預貯金口座があることも知りませんでした。

収入役印は金庫で管理しており、私と事務方の課長で持っていました。それ以外の職員は収入役印の入った金庫を開けられないと思いますが、厳密には私にはわかりません。私自身は、理事者から収入役印を使わせるように言われたことはありません。

3 吉川 義彦 氏の証言要旨

私が未処理金の存在を知ったのは、葛城市長を退任してからのことです。時期ははっきりしませんが、私は岡本氏から「用途を指定していないお金がある」というような話を聞きました。金額は約1億8千万円でした。私は、平成8年頃に生野名興収入役から未処理金のことを聞かされたことはありません。

私は、岡本氏からは、「実は未処理金があるが、どうすればいいか。」という相談を受けました。私は未処理金がどのようにして形成されたのかわかりませんし、なぜ未処理金の存在が新庄町の監査で発見されなかったのかもわかりません。

私が未処理金の存在を知った時には、既に未処理金は奈良県農協忍海支

店に貯金されていましたが、そこからの引き出しには私は関与していません。

4 河合 良則 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

平成20年11月頃、選挙により葛城市長が交代することになりましたが、未処理金の通帳とメモの入った黒いポーチがまだ出納室に残っていました。これをどうすれば良いか、副市長を退任したばかりの岡本氏に相談に行きました。

合併までの間に、この未処理金について私も入って協議をいただろと岡本氏が私に言ったことがあることから、既に未処理金の存在は知っていたと思います。私がこれをどうすれば良いのかという相談をしたところ、岡本氏は「そのまま残しておくのは具合が悪いが、職員に保管させる重荷を持たしてはいけない。」ということで、預かってくれました。

私はあくまで岡本氏に相談しただけで、他の人には相談していません。但し、岡本氏が他の人に相談したかどうかまでは私は知りません。

5 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成20年10月に葛城市を退職しましたが、同年11月の中頃、河合氏から未処理金が存在することを聞かされ、どうすれば良いかという相談を受けました。私も未処理金の存在を知らなかったのが驚きましたが、2人だけで決めるわけにはいかないので、合併前の新庄町長であった吉川義彦氏にも相談しました。私は、その中で未処理金が本来は新庄町のお金であることを知り、吉川義彦氏から未処理金を預かるように頼まれたため、とりあえず私が預かることを承諾しました。

6 確認した資料

当委員会は、以下の資料を確認した。

(1) 南都銀行に対して判明した未処理金が預金されていた口座（以下、「南都口座」という）の取引履歴を照会したところ、平成8年9月3日から平成20年2月17日までの取引履歴が開示された。

ア 南都口座の取引履歴の内容は、別表の通りである。

イ 取引履歴の中で、口座への振込については振込元の照会を、振替については振替先口座の照会を、定期預金からの入金については定期預金の口座を照会した。

平成16年9月28日の1,000万円の振込元である近畿労働金庫からは、平成16年8月18日に1,000万円が同金庫に「生野名興」名義で定期預金に預け入れられた後、同年9月28日に解約さ

れ南都口座へ振り込まれた旨の回答があった。

しかし、その他の入出金の詳細についてはいずれも記録の保存年限経過のため回答を得ることはできなかった。

7 当委員会の認定

(1) 行方の分からない未処理金の額

ア 南都口座は、記録の残る最も古い平成8年9月3日から、平成16年2月22日までの間は利息が入金するのみであり、残高は101万1,160円であった。

イ 別表の通り、平成16年3月29日には「新庄町収入役」名義で合計2億1,654万408円の振込があった(以下「入金①」という。)。しかし、翌30日には振込額とほぼ同額の2億1,655万5,166円がいずれかへ振り替えられているが(以下これを「出金①」という。)、前述の通り振替先は判明しない。

ウ 平成16年5月25日には「新庄町収入役」名義で2,179万6,454円の振込(以下入金「②」という。)があったが、同日振り替えられて出金しており(以下「出金②」という。)振替先は判明しない。

平成16年5月31日には「本人」名義で5,241万7,497円の振込があったが(以下「入金③」という。)、同日振り替えられて出金しており(以下「出金③」という。)、振替先は判明しない。

その後、平成16年8月24日から同年9月29日にかけて振替を差し引くと合計1億8,175万9,231円の振込ないし振替があった(以下「入金④」という。)

入金④により形成された預金残高が、現在残存している未処理金のほぼ全額を構成している。

エ 入金④のうち、保管されていた預貯金口座が判明しているのは5,925万4,430円である。これを除くと、入金④のうち原資が不明なものは1億2,250万4,801円となる。

入金④の原資不明な合計1億2,250万4,801円が、出金①から③で南都口座から出金された合計2億9,076万9,117円の中から入金されたものであると仮定しても、出金①から③のうち1億6,826万4,316円は引き出されたまま行方が判明しない。

(2) 南都口座を管理していた者

平成16年10月1日の葛城市成立前には、生野氏自身が南都口座を管理していたことは証言している。

葛城市成立後については、生野氏は吉川氏に南都口座を引き継いだ

旨証言するが、吉川氏はこれを否定しているので、いずれとも認定し難い。

しかし、少なくとも河合氏は葛城市会計課の金庫内に未処理金の通帳が保管されていた旨証言しており、南都口座の取引履歴によると利息の入金以外には入出金がないことからすれば、管理者が誰であったとしても南都口座は、平成16年10月1日以降は黒いポーチに入っただけで管理されていたものと認定できる。

第6 未処理金預金口座の解約と他口座への移管

1 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成20年12月に吉田新之助さんから約1億8千万円の小切手を受領し、未処理金の預金口座は、私の個人名にすると後で問題になってもいけませんので、私が住んでいる新村区の区長に話をし、奈良県農協忍海支店に新村区長名義で口座を開設してもらいました。但し、これは未処理金を保管するためだけの口座であり、新村区の財産ではないし、新村区の記録にも記載がありません。私は、口座開設日にその当時の吉田収入役が保管していた未処理金を、南都銀行新庄支店の小切手の形で預かって入金しました。

2 吉田 新之助 氏の証言要旨

未処理金の出金に関して作成された伝票類の中には私の名前が書かれたものがありますが、それは実際に私が書いたものではなく、他の誰かが私の名前を勝手に使って書いた偽造文書です。

3 小走 邦昭 氏の証言要旨

私は、平成19年から平成22年まで新村区長を務めていました。私は、新村区の役員でもあり葛城市の副市長を務めていた岡本吉司さんに頼まれて、平成22年12月に新村区長の私の名義で奈良県農協忍海支店に貯金口座を開設しました。私は、その当時何か新村区に補助金でも出て、その入金先になるのかと思っていました。

私と岡本吉司さんが一緒に忍海支店に行き、区長印で貯金口座を開設しました。しかし、この口座は新村区の財産として計上されていません。私は口座に入金された小切手に裏書もしていません。

4 確認した資料

- (1) 奈良県農協に対して、葛城市に引き渡される前に未処理金が預け入れられていた新村区長名義の貯金口座の取引履歴並びに口座開設申込書及び入出金に関する書類の写しの提出を求めた。

奈良県農協からは、忍海支店に開設された新村区長名義の貯金口座（以

下「農協口座」という。)の取引履歴及び口座開設申込書及び入出金伝票類の写しが提出された。

取引履歴の内容は、別表の通りである。

- (2) 遡って、南都銀行に対して(1)により判明した未処理金が農協口座に預け入れられる前に預金されていた口座の解約手続き及び小切手発行に関する書類の写しの提出を求めた。

南都銀行からは、平成20年12月11日付「葛城市収入役 吉田新之助」名義で葛城市収入役印の押された口座(南都口座)の解約依頼書(支払金額183,518,491円)及び平成20年12月11日付「葛城市収入役 吉田新之助」名義の自己宛小切手発行依頼書(小切手金額183,518,491円)、並びに南都銀行新庄支店振り出しにかかる持参人払の小切手写し(奈良県農協忍海支店にて呈示、金額183,518,491円、「新村区長 小走邦昭」名義の裏書があるもの)が提出された。

- (3) 南都銀行に対して、新庄支店に対する解約依頼書及び小切手発行依頼書及び小切手の記載事項について照会し、各書類の作成者を調査した。

しかし、各書類に記載された事項からは、書類の作成者が誰であるかが判明する手がかりは得られなかった。

5 当委員会の認定

(1) 南都口座を解約し小切手を発行した者

ア 河合氏は平成20年11月頃に岡本氏に今後の未処理金の保管を相談し、岡本氏が新たに農協口座を開設して未処理金を保管することとしたことについては河合氏と岡本氏の証言が一致している。

イ 南都口座を解約して未処理金を農協口座へ入金するに際しては、「葛城市収入役 吉田新之助」名義で葛城市収入役印の押された南都口座の解約依頼書及び「葛城市収入役 吉田新之助」名義の自己宛小切手発行依頼書が存在する。また、岡本氏は南都口座に入っていた未処理金を吉田氏から小切手として受け取った旨証言している。

しかし、吉田氏は口座解約依頼書及び自己宛小切手発行依頼書のいずれの作成も否定しており、南都銀行に対する照会によっても両書類の作成者を識別するに足る事項は判明しなかった。

但し、南都口座の解約依頼書に葛城市収入役印が押印されていることからすれば、その作成に葛城市内部の者が関与していることが強く推測される。

(2) 農協口座の開設者及び貯金の原資

岡本氏は農協口座を開設したことで未処理金を入金したことを証言しており、農協口座開設時の新村区長であった小走邦昭氏の証言と一致している。

従って、農協口座の名義人は新村区長であるが、入金された金銭は未処理金を原資とするものと認定する。

第7 収入役印及び南都口座通帳の管理状況

南都口座の解約及び小切手発行手続には葛城市収入役印が押印されていることから、当委員会は新庄町時代を含め、収入役印の管理状況について過去の会計課職員の証人尋問を行った。

また、河合氏の報告書において、「未処理金の通帳を入れた黒いポーチを会計課の金庫で保管しており、会計課の職員は未処理金の存在を知っていた。」と記載されているので、その点についても各証人に尋問した。

1 亀井 英子 氏の証言要旨

私は平成4年4月1日から平成11年3月31日まで、新庄町の出納室長を務めました。私の上司である収入役は、平成5年3月31日までは田中進氏、平成5年4月1日から平成11年3月31日までは生野名興氏でした。

私が出納室長であった当時、新庄町の所有する金銭は全て収入役名義の口座で管理されており、多分1個の口座で管理されていました。口座の入出金については、銀行から毎日「日計」と呼ばれる出納の通知が来るので、私はそれを新庄町の書類に入力して記録していました。

私は収入役印が存在することは知っていますが、収入役印は収入役が使うだけであり、私が使うことはありませんでした。収入役印は金庫に保管されていたと思いますが、その使用方法や手続きは私は知りません。また、私以外の出納室の職員が収入役以外の人から指示を受けて収入役印を使用したこともありません。

私は、未処理金が存在したことは、報道されるまで知りませんでしたし、そういうものが存在するという話も聞いたこともありませんでした。私は、未処理金が保管されていたという預金口座の事は知りませんし、その入出金履歴についても分かりません。

私は、南藤井土地改良区から、コミュニティーセンターの建設協力金として合計2,000万円が新庄町に支出されたかは知りませんし、他に建設協力金が支払われたという事例も私は知りません。私は、会計課の金庫の中に黒いポーチがあったというのを見た記憶はありません。

2 三田 詮 氏の証言要旨

私は、平成11年4月1日から平成16年9月30日まで、新庄町の出

納室長を務め、平成19年3月31日まで葛城市の会計課長も務めました。

私の上司に当たる収入役は、平成16年9月30日までが生野名興氏、平成16年12月20日から平成19年3月31日までは吉田新之助氏でした。

新庄町では、町の所有する金銭は収入役名義の口座で保管され、その口座は1個でした。私の記憶では、監査の際に対象としない預貯金通帳が出納室で保管されていたということはなかったと思います。

収入役名義の口座からの出金は、各課から支出の明細書が提出され、それについて収入役の決裁をして小切手を発行し、出金することになっていました。私は、収入役印は小切手を発行する際に使用していたことを覚えています。私は収入役からの指示で小切手に収入役印を押していましたが、それ以外に収入役印を使ったことはないし、他の職員も収入役以外の者から指示を受けて収入役印を使ったことはありません。

収入役印の公印は金庫で保管されていましたが、金庫から公印を出す際には特に承認等は必要ありませんでした。金庫のカギは収入役と私しか持つておらず、私は金庫のカギは自分で持ち歩いていました。

私は、未処理金が保管されていた口座の事は知りませんし、その入出金履歴もわかりません。

私は、会計課の金庫の中に横50センチ、上20センチくらいで、厚みはさほど無い黒いポーチが入っていたことは覚えています。しかし、私は中身が何であるかは知らず、それが誰のものかも知らないし、中身も見ません。他に会計課の金庫の中に入っているのは収入役印と葛城市の金銭を保管している口座の通帳だけで、その黒いポーチの他にはカバン様のものは入っていなかったと思います。黒いカバンがいつから金庫の中に入っていたのか私は覚えていません。

私が新庄町と葛城市の職員であった間に、未処理金が存在するという話を聞いたこともありません。

私自身としては、公金の取り扱いについては理事者から指示があったとしても不正なことはしない信念であったし、実際にもしたことはありません。

3 坂口 徳子 氏の証言要旨

私は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、葛城市の会計課長を務めました。上司に当たる収入役（会計管理者）は、平成19年4月1日から平成20年12月19日までが吉田新之助氏でした。

葛城市では、公金は収入役名義の1つの預金口座で管理し、監査の際に

対象としないような通帳は会計課には存在しませんでした。私の記憶では、収入役名義の口座からの出金は小切手を発行して、会計課に来ていた銀行の担当者に渡して行っていました。

葛城市収入役印は会計課の金庫で保管されており、鍵は収入役と私が持っていました。私は、毎日金庫を施錠し、鍵は自分のカバンに入れて家に持ち帰っていました。会計課の金庫は耐火金庫であり、その中にまた収入役印が入った金庫が入っていました。私は耐火金庫の鍵を持っていたことは覚えていますが、収入役印が入った金庫の鍵も持っていたかどうかは覚えていません。ただ、会計課の金庫は一旦開けるとその日の終業までは施錠しないので、その間誰でも収入役印の入った金庫を取り出せる状態にはあったとはいえません。収入役印は収入役が使うだけで、私も私以外の会計課の職員も収入役印を使用したことはありません。

平成20年12月11日当時、収入役印を金庫から出すことができたのは収入役と私ですが、私は未処理金が保管されていた口座も、そこからの出金のことも私は知りません。上司から非公式な形で収入役印を使用させるよう求められたこともありません。

私は職員であった間に、未処理金が存在するという話を聞いたこともありません。私は、平成19年に会計課長補佐として配属されたときに、金庫の中に黒いカバンがあったのを見たので、三田詮課長に何か聞いたことがあります。三田課長は「これは河合さんから預かったものですが、中身は自分も見えていないし、そのまま金庫に入れてあります。」と話していました。この黒いカバンは、私が後任者に引継ぎをするときには既に無くなっていましたが、具体的にいつ無くなったのか私は覚えていません。

4 当委員会の認定

(1) 収入役印の管理状況について

収入役印は会計課内の金庫において保管され、収入役以外の者が無断で使用することはできないこととされていた。

しかし、収入役印が保管されていた金庫は、会計課の執務時間中は施錠されないことがあり、その際に悪意を持った者が故意に収入役の承諾なく収入役印を使用しようとするれば、物理的には可能な状態であったと認定する。

(2) 「未処理金の通帳を入れた黒いポーチ」の存在

河合氏の報告書によると、遅くとも平成16年10月頃には、会計課の金庫内に未処理金の通帳とメモ書きが入った黒色のポーチが会計課の金庫内に保管されていたとされている。

平成11年3月31日まで出納室長を務めた亀井氏はポーチの存在を知

らないが、後任の三田氏及び坂口氏はいずれもポーチの存在を確認している。従って、「未処理金の通帳を入れた黒いポーチ」は、遅くとも平成16年頃には会計課の金庫内に存在していたと認定する。

(3) 会計監査を受けなかった未処理金の通帳

黒いポーチの中身を誰も確かめなかったために、未処理金の通帳は会計監査の対象となっていなかったと推測される。

第8 未処理金の使途1：弁之庄地積測量について

未処理金が貯金されていた農協口座からは、平成20年12月16日に25万円の引き出しがあったため、当委員会は当該引き出しについて調査した。

1 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成20年12月16日に、未処理金を保管していた貯金口座から25万円を引き出して、大字弁之庄の地積更正の時の測量の費用に充てました。このことは私、河合良則氏、吉川義彦氏、生野名興氏の4人で合意して行ったものです。また、貯金口座からの引き出しには私だけでなく当時の新村区長か会計担当者と一緒にしています。

2 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成31年1月17日のもの）

(1) 過去に私が建設課長を務めていた当時、弁之庄の区長から「262番地と268番地の間の里道は未舗装、水路は素掘りの状態で、従来から役所に頼んでいるのに何もしてくれない、自分の任期中に何とかしてほしい」と頼まれて、平成5年に私は道路を舗装して水路にもU字溝を設置する工事を担当しました。

(2) その後、葛城市が成立した当時頃か、時期ははっきりしませんが、「262番地と里道の線が消えており、262番地の土地の中に舗装した道路が含まれている」という申し出が262番地の所有者の方からあり、当時副市長だった私も建設課か管理課かだったかから相談を受けました。私は、「そんなはずはない、大字から頼まれて舗装工事をした。」と返事をするように言ったのですが、私が実際に法務局の図面を確認すると確かに里道が消えていました。私は現原図も確認したところ、里道の線が消えているのに役所にある副図には里道の線が残っているということが分かりました。

262番地の所有者の方は何度も役所に来て、職員も対応に困っていたので、私も放置できないと思って平成20年に解決に乗り出した、というのが平成20年度から平成21年度にかけて、弁之庄地内の地積測量をすることになった経緯です。

262番地の方は、舗装された通路部分も自分の所有地だということで、室外機を置いたり車のタイヤを置いたりしており、弁之庄の方からどうなっているのか、という事を言われたりして、元の里道部分を特定して葛城市に寄附してもらうために測量せざるを得なくなりました。

これは、もともとは存在した里道が、経緯は分からないものの行政の内部で消されてしまったことにより発生した問題の解決なので、この測量は民間所有地の問題であると放置するのではなく、葛城市が行うべき事業だったと私は思います。

- (3) 測量を行った業者は作心測量設計事務所です。契約手続は、私は直接してはいませんが、当時の自分の役職からして決裁はしていたのだらうと思います。私は実務的な作業はしていませんが、大まかにどのような作業をするかは担当課に指示を出しています。

筆界確認図に私の署名押印があるのは、通常は担当課の職員がすべきところですが、私が経緯を知っていることがあり、出過ぎたことだったかもしれませんが、立ち合いの印を押しています。これは本来私がすべき仕事ではなかったことは私も理解しています。

- (4) 測量が始まってから、測量費が不足するので未処理金から支出できないかという相談を受けました。未処理金の存在を知っている現職の職員は河合良則氏しかいませんので、この相談は河合氏から受けました。河合氏はその当時総務課長だったと思います。25万円という金額は、河合氏から聞いたもので、正確に計算して不足する額を算出した不足額ではありません。私は、河合氏、吉川義彦氏、生野名興氏の4人で合意のうえ、未処理金を引き出して支出しました。引き出す際には私と新村区長か会計責任者が一緒に窓口まで行きました。

平成20年12月16日に副市長を退任していた私は25万円を引き出して作心測量設計事務所に支払い、領収書をもらいました。領収書は平成20年12月16日作心測量設計事務所から受け取ったもので、平成30年1月25日に受け取ったものではありません。

作新測量設計事務所と葛城市の代金189万円の業務委託契約書は、私が作成したものではなく覚えていません。但し、当時私は副市長でしたので決裁はしていたのだらうと思います。代金額の決定には私は関与していませんし、代金の支払いがどのようになされたのかも私は知りませんが、葛城市が通常の職務として行ったものだと思います。

3 小走 邦昭 氏の証言要旨

貯金口座を開設した後は、私は口座からの入出金には関与しておらず、貯金通帳も岡本氏が持っていたと思います。私は貯金口座に入金された

お金が何であるのかは知りません。

口座を開設した日に払い戻し請求書に私の名前を書いたことはありましたが、私はいくら払い戻すかという金額は記載していませんでした。

4 西田 貞人 氏の証言要旨

- (1) 私は、平成20年6月30日に葛城市と契約して、弁之庄地内の土地境界の測量をしました。私が仕事を引き受けたきっかけは、当時副市長であった岡本氏から平成20年に紹介を受けたからです。私が引き受ける前には、大和エンジニアリングが引き受けていたそうですが、うまく国土調査の境界の復元ができないということで、私に依頼があったようです。

私への依頼の内容は、土地を測量して分筆して登記までしてほしい、というもので、平均すると1筆18万円程度となり、かなり安価な金額でしたが、市民のためだと思い引き受けました。私は、具体的な作業内容の指示は岡本氏と弁之庄の役員から受けたと記憶しています。

- (2) 葛城市との契約書は当時秘書課の職員であった正田氏との間で受け渡しをし、お金も正田氏からもらいました。私が所持している葛城市との契約書の欄外に手書きで平成20年12月16日に94万5千円入金、平成21年4月2日に94万5千円入金と書いてあるのは、いずれも私が書いたもので、それぞれお金の受け取った日に記載しました。これは、後で何か問い合わせがあった時のための備忘録として私が書きました。

代金は、葛城市役所に行って正田氏から私が直接受け取りました。通常は公共事業の代金は振込によって支払われ、現金で受け取ることは滅多にないのですが、なぜかこのときは2回とも現金でもらいました。

私が正田さんのところにお金をもらいに行ったのは、岡本氏からそのように指示を受けたからです。私はお金の受け取って正田氏に領収書を渡しました。私が保管している領収書の控えに手書きで書いた部分は、私がお金をもらう都度備忘録で記載したものです。2回とも代金は源泉徴収されずに受け取ったので、私はそのこともメモしておきました。

- (3) 平成20年12月16日付で私が葛城市宛に発行した25万円の領収書は、平成30年1月25日に岡本氏が私に発行するよう頼んできたので、それに応じて書いたものです。

私はそのことは業務日誌に書いていますし、私はいつも領収書用紙を前から順番に使うのですが、これは平成20年の日付であり途中に挟むとおかしくなるので、平成30年1月時点で使っていた領収書のつづりの中の最終頁のものを切り取って使いました。私は、てっきり岡本氏が安い価格で測量を引き受けたのに結果的には手間がかかったもので、追

加で25万円をくれるものだと思います、岡本氏は地位もあり信用できる人なので実際にお金をもらう前に領収書を書いて渡してしまいました。しかし、実際には私は現在でもその領収書に書いた25万円というお金はもらっていません。

- (4) 私は仕事を完了させて、岡本氏にその旨を報告しました。代金を受け取る関係上、私は正田氏にも報告したと思います。お金をいつ取りに来るように、という連絡は2回とも岡本氏からありました。2回目の支払いの時は正田氏は既に水道課に異動されていましたが、私は水道課までお金を取りに行きました。
- (5) 筆界確認書には本来葛城市長の署名押印があれば足りるのですが、現地立ち合いには岡本氏が来たので、岡本氏の署名押印もされています。

5 正田 貴一 氏の証言要旨

私は、平成20年4月から12月頃まで秘書課に勤めておりました。私の役職は秘書課長で、職務は市長なり副市長なりとの連絡調整等でした。当時の市長は吉川義彦市長、副市長は岡本氏でした。

私は、秘書課長の時に弁之庄の地積更正のことについて市長や副市長に取り次いだという記憶はありません。

私は平成20年の12月頃には水道局に異動しました。私は、平成20年12月16日と平成21年4月2日に、作心測量設計事務所の西田貞人氏に、それぞれ945,000円を渡したという記憶はありません。

西田氏がなぜ私からお金を受け取ったと言っているのかは、私には分かりません。

私は未処理金の発生にかかわったことはなく、報道されるまで未処理金の存在を知りませんでした。

6 中本 正人 氏の証言要旨

私は、葛城市役所に勤務する前には、法務局に勤務して地図訂正や地図更正といった業務にも従事していました。

私は、平成20年度から21年度にかけて弁之庄地内の複数の土地について測量があったことについては、詳しいことは分かりません。ただ、現地を測量した成果と公図を合成した地図を見た記憶はあります。その地図をいつ頃誰に見せてもらったのかは覚えていません。私が覚えているのは、公図と現況の境界に相違があつて、それをどのように修正していくかという話だったと思います。地図訂正とか分筆登記とか、そのような話が出ていたことを私は覚えています。

ただ、私自身はこの事業にかかわっておらず、図面も既に測量が終わった後のものを見ただけなので、葛城市の正規の事業なのか、又担当課はど

こなのか、代金をどのようにして払ったのか等は知りません。

私に対しては、公図と現況の不一致をどのように処理するかというような内容の相談がありましたが、誰から相談を受けたのかは覚えていません。私は、公図の地図訂正ができないかと尋ねられて、難しいと思う、という回答をしたことは覚えています。

葛城市の所有する土地の筆界確認図の署名欄は、事業の担当者と市長がすることが通常であり、なぜ当時副市長であった岡本氏が署名押印しているのか分かりません。

7 下村 喜代博 氏の証言要旨

平成21年2月付の「国調修正の申出について」と題する文書は、私が起案したものです。この当時、弁之庄の区長から、262番地及び263番地1の南側のところが現状は通路になっているが登記上は個人の敷地になっているので、それを解消するために地元で業者を頼んで作業をしていたところ、地権者の同意が取れたので葛城市で分筆登記をしてその土地を葛城市にもらっていただきたい、という申し出を受けました。それで私は上司と相談して、この起案をして地積更正をして、市に寄附して所有権移転登記をしました。私が相談した上司は青木課長です。

私は、弁之庄の区長からこの相談を受けるまでは、平成20年度から平成21年度にかけて弁之庄地内の複数の土地について測量をしていたということは知りませんでした。その測量が葛城市の事業であったかどうかは知りません。現在葛城市役所に保管されている、「弁之庄一件綴り」というファイルは私が作りました。

葛城市と作心測量設計事務所との契約書は誰が作成したのか、担当課がどこになるのかも私は知りません。測量の費用は誰が出したのかも、私は知りません。

私としては、測量の費用は弁之庄の地元で出したものだと思っています。私は、民間同士の土地の境界のトラブルがあつて、測量で確定したので葛城市に土地の寄附があつた、と理解しています。私は、こういう形で地元からあつた申出に、葛城市管理課の予算を使うことはないと思います。

8 確認した資料

当委員会は、以下の資料を確認した。

- (1) 葛城市に対して、国土調査の成果である新庄町地積図及び平成19年7月20日付地図、平成21年12月15日付地図、平成21年12月28日付地図の提出を求めた。

新庄町地積図によると、262番及び263番1の土地の南側には里

道があり、里道の南側には水路が存在している。しかし、平成19年7月20日付地図を見ると262番地と263番1の土地の南側には水路はあるものの、新庄町地積図には記載されていた里道は消滅している。

平成21年12月15日付地図では263番1の南側に263-4が分筆されている。平成21年12月28日付地図では262番が北側の261番1と南側の262番2に分筆されている。

- (2) 葛城市に対して、263番1の土地明細及び262番の土地明細の提出を求めた。

263番1の土地明細によると、平成21年3月24日に263番1の土地から263番4の土地が分筆されている。

262番の土地明細によると、平成21年12月21日に262番1と262番2の土地に分筆されている。

- (3) 葛城市に対して、地積図の修正にかかる回議用紙、土地所有者の承諾書、弁之庄地内筆界確認図の提出を求めた。

回議用紙の起案者は下村氏であり、平成21年2月付で、262番及び262番先道路について錯誤を原因とする地籍図の訂正を求めるものである。

承諾書は、平成21年12月11日付で262番地の所有者が地図訂正に同意する旨の内容である。

筆界確認書は、平成20年7月31日付で葛城市長を含む9名の土地所有者が筆界を確認した内容のものである。

- (4) 西田氏に対して、測量業務に関する葛城市との業務委託契約書及び葛城市宛代金の領収書控、平成30年1月25日の業務日誌、領収書綴りの提出を求めた。

業務委託契約書には、委託業務の名称は記載されていないが、着手は平成20年7月1日、完了は平成20年12月28日とされ、委託金額は189万円、契約締結日は平成20年6月30日、委託者は「葛城市長 吉川義彦」、受託者は「作心測量建築事務所 代表者 西田貞人」とされ、葛城市長印が押されている。業務委託契約書の下部には手書きで「H20 12/16 ¥945,000円入金(中間金) 庄田課長より」「H21 4/2 ¥945,000円入金(残金) 庄田課長より」と記載されている。

領収書は西田氏作成にかかるものであり、金額は945,000円である。領収書の下部には手書きで「H20年 12/16 現金でもらう(中間金半額) 秘書課 正田課長より」「H21年 4/6 現金でもらう(残金)」「※現金で源泉されずにもらう」と記載されている。

業務日誌には、平成30年1月25日の欄に「弁之庄の以前の領収書(追加)発行する 25万(岡本氏)」と手書きされている。

領収書綴りは「コクヨ ウケー92」であり、先頭から順に平成30年12月に発行した領収書に用いられているが、その後未使用の領収書用紙を挟んで、平成20年12月16日付葛城市建設課宛の25万円の領収書控えが存在する。

(5) 岡本氏に対して、西田氏から受領した25万円の領収書の提出を求めた。

領収書は平成20年12月16日付で西田証人作成にかかる25万円のものであり、領収書用紙は「コクヨ ウケー92」を用いている。

9 当委員会の認定

(1) 弁之庄地内の地積測量は葛城市の事業であったか

ア 新庄町地積図、平成19年7月20日付地図、平成21年12月15日付地図、平成21年12月28日付地図、263番1の土地明細、262番の土地明細、地積図の修正にかかる回議用紙、土地所有者の承諾書、弁之庄地内筆界確認書及び各証人の証言によると、実際に弁之庄内において地積測量作業が行われた事実は認定できる。

イ 測量業務に関する葛城市との業務委託契約書、代金の領収書控えによると、地積測量は葛城市の事業として行われたかの外観がある。

しかし、葛城市には当該契約書は保管されておらず、契約締結について決裁が行われた書類もなく、代金を支払った記録も残っていない。

従って、弁之庄地内の地積測量作業自体が葛城市の事業として行われたという事実は認定できない。

ウ なお、当委員会は業務委託契約書に葛城市長印が押印されていることを重視し、業務委託契約書の作成経過についても証人尋問をした。

しかし、業務委託契約書の作成経過について正田氏と西田氏の証言内容が一致せず、誰がどのようにして葛城市長印を押印したかを認定するには至らなかった。

(2) 西田氏に対する合計189万円の支払原資は何か

ア 西田氏の証言によると、西田氏は弁之庄地内の地積測量を行って、正田氏より現金で合計189万円を受領したとの事である。西田氏は実際に領収書も発行しており、受領していない金銭を受領したと主張する理由もないので、西田氏が189万円を受領したという事実自体は認定できる。

但し、正田氏は西田氏に対する支払いの事実を否定しているので、西田氏に対する支払いが具体的にどのような方法によってなされたの

かまでは認定できない。

イ 弁之庄地内の地積測量は葛城市の事業として行われたものではなく、代金の支払いが葛城市から行われた記録もないので、西田氏に支払われた189万円の原資は葛城市以外の者から支出されたものと思われる。

しかし、農協口座の取引履歴にはこれに対応する出金が無く、少なくとも未処理金からの支出ではないとは言えるが、支払原資が何であるかは認定できなかった。

(3) 西田氏への25万円の支払いの有無

ア 岡本氏は、農協口座から引き出した25万円は平成20年12月16日に西田氏への追加の測量費用として支払ったと証言し、その証拠として同日付西田氏作成名義の同額の領収書を提出する。

イ これに対して、西田氏は葛城市建設課宛金額25万円の領収書を作成した事実自体は認めるものの、領収書を渡しただけで25万円を受け取った事実はなく、領収書の作成時期も平成20年12月16日ではなく平成30年1月25日であると証言する。

西田氏は作成時期の証拠として自らの業務日誌を提出するが、確かに平成30年1月25日の欄に岡本氏に金額25万円の領収書を渡した旨の記載がある。当該業務日誌には他にも西田氏の日々の業務の記録が記載されており、通常の業務の過程で作成されたものとして信用できる。

また、領収書用紙綴りも先頭から順に平成30年12月作成の領収書に用いていたのに、突如約10年前の平成20年12月16日付領収書控えが存在することも不自然であり、領収書が真実平成20年12月16日に作成されたか疑わしい。

ウ 従って、平成20年12月16日付西田氏作成の葛城市建設課領収書は、記載内容の真実性に疑問があり、西田氏が岡本氏から25万円を受領したか否かは証言が一致せずいずれとも認定できない。

第9 未処理金の使途2：新村区長印の作成

農協口座からは平成22年12月29日に1万3千円の引き出しがあったため、当委員会は当該引き出しの使途について調査した。

1 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成22年12月29日に、未処理金を保管していた貯金口座から1万3千円を引き出して、新村区長印を作成しました。これは、当時の新村区長から、当初は新村区の区長印を銀行印として貯金口座を開設したが、口座内のお金は新村区のお金ではないわけだから、別に新村区長印を

作成したらどうかと言われたので、同じ新村区長の印鑑を別に作りました。

2 小走 邦昭 氏の証言要旨

私は岡村吉司氏に対して新村区長印を別に新しく作って良いという承諾はしていません。

3 小走 俊雄 氏の証言要旨

私は平成22年から平成27年まで新村区の会計をして、平成28年からは区長を務めています。新村区では区の財産であるお金は預金しており、引き出す際には区長の指示書に基づいて会計が引き出します。新村区の預金の通帳と銀行印は会計が自宅で保管しており、他の者が持ち出すことはできません。なお、新村区の会計印は角形ではなく丸型をしています。

私は、時期は忘れましたが、会計をやっているときに、岡本吉司氏から「一緒に農協に行こう。」と誘われて行ったことがあります。その時は私も農協に行って新村区の口座からお金を引き出す用事があったので、一緒に行ったことがありました。その時、岡本氏が新村区名義の口座（未処理金が貯金されていた農協口座）の通帳を持っていたので、存在を知りました。

しかし、私は過去に新村区が企業を誘致していたりした時のお金を貯金しているのかな、という程度に思って特にその口座の詳細については岡本氏には聞きませんでした。新村区は古い地域であり、私が会計として管理している口座の他にも、仮に別会計として預金口座があったとしても私は別に不思議に思いません。また、岡本氏は新村区の重要なことを決める9名の役員のうちの一人名でありますので、新村区の別会計の口座の通帳を持っていたとしても疑問には思いません。

私は岡本氏と一緒に農協まで行きましたが、着いてからは私は自分の用事をしており、岡本氏がそこで何をしていたのかは知りません。私は岡本氏に会計印を使わせてほしいと頼まれたこともありません。私は、岡本氏が農協口座の通帳を持っていたことは誰にも話していません。

なお、私が会計をしている間に、岡本氏から誘われて一緒に農協に行ったことは他にも何回かありました。しかし私は、農協口座からの入出金には一切かかわっていないので、詳細は分かりません。また、私は農協口座の銀行印が変更されていることも知りません。

4 確認した資料

奈良県農協より平成22年12月9日付の農協口座の届出事項変更届の提出を受けた。同届出書は手書きで「新村区長 小走邦昭」の名義で作成され、お届け印欄に「新村区長之印」と記載された印影、新お届け印欄に

字体を一部変えて「新村区長之印」と記載された印影がある。

5 当委員会の認定

農協口座の届出事項変更届からすれば、平成22年12月9日に届出印（銀行印）が変更された事実が認定でき、岡本氏の証言の通り農協口座から平成22年12月29日に引き出された1万3千円は、変更後の「新村区長之印」の作成に費消されたものと認定する。

但し、その作成が小走邦昭氏の承諾を得ていたか否かについては、岡本氏と小走邦昭氏の証言が一致しないので認定できない。なお、小走俊雄氏は農協口座の存在は知っていたものの、そこに貯金されているものが未処理金であることまでは知らず、又農協口座の届出印を変更した事実も知らないで、新届出印の作成について新村区会計担当者の承諾があったとも認定できない。

第10 未処理金の使途3：新町農道工事について

農協口座からは平成27年3月6日に①208万7,500円と②93万7,500円、平成27年4月2日に150万円の引き出しがあるので、当委員会は各引き出しの使途について調査した。

1 岡本 吉司 氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

(1) 平成26年9月頃、新町の区長と南新町の区長が二人で、総田正彦氏のところへ、農道用地として所有土地を提供してくれるよう頼みに行きました。

ところが、総田氏からは、「先に農道用地として提供した土地の所有権が未だに葛城市に移転されていないのに、その状態でまた新たに土地を農道用地として提供することはできない。」と断られたということで、私に解決の依頼がありました。

私は、農道工事の担当者であった葛城市職員の芝浩文氏に対して、なぜ既に農道になっている土地が葛城市に所有権移転登記がされていないのか、と質問しましたが、芝氏からは明確な回答はありませんでした。

そこで私は、当該土地の登記簿謄本を取り寄せたところ、その土地には既に存在しない会社名義の永小作権設定登記が残っており、そのことが葛城市への所有権移転登記の妨げになっていると知りました。そこで私は、芝氏に司法書士又は弁護士に依頼すれば永小作権抹消登記ができる旨を助言しました。

すると、芝職員は司法書士である若井成仁氏と一緒に私のところへ来て、「抹消登記手続の内容を説明してください。」というので、私は説明してあげました。その後、芝氏が葛城市と若井氏との業務委託契約をしたようで、永小作権抹消登記もできて、現在では既に葛城市に土地の所有権

移転登記ができています。

- (2) 新町農道の工事については、私は葛城市職員の河合良則氏から、「新町の区長である花内勉氏から、どうしても有償でなければ土地所有者と葛城市への所有権移転の交渉ができない、と言われていた。どうしたら良いか。」という相談を受けました。私は、葛城市が農道用地を有償で取得するのであれば不動産鑑定をして、土地価格を査定しておかなければならない、と助言してあげました。

平成26年の10月か平成27年の1月頃、芝氏と池原氏が不動産鑑定士の勝田耕次氏と一緒に私のところへ来て、葛城市役所5階の面談室で会ったことがあります。私は元々勝田氏とは面識はなかったし、会ったのもこの時1度だけです。

芝氏と池原氏から、勝田氏に対して業務内容を説明してほしい、というので、私から業務の内容を説明しました。私が勝田氏にだいたいどのくらいの価格になりますか、と尋ねたところ、勝田氏は、確実ではないが図面を見るとだいたい一坪あたり10万円程度ではないか、と話していました。私はそれを聞いて、実勢価格とあまりにも開きがあるのではないか、もっと安い価格にならないのか、と言ったところ、道の駅の際は鑑定評価額を上げるように言われたのに、安くするように言うのは岡本さんだけではないか、ということと言われたことを覚えています。

- (3) 後日、平成27年の1月の末か2月の初めころ、河合職員に対して勝田氏の鑑定評価額はどうなったかと尋ねたところ、河合職員が言うには、勝田氏からは鑑定評価額の報告がない、との回答でした。

そして、勝田氏と面会してからだいぶ経った後の平成27年1月中旬か下旬頃、河合氏から、「農道用地を有償で取得するとしても葛城市には予算がないので、未処理金から出してもらえないか。」という相談がありました。

私は、自分だけの認定で未処理金を支出することはできないと思い、吉川氏、生野氏、河合氏、私の4名で相談し、今回の農道の辺りは以前から大雨が続くと用水路が溢れるという問題もあり、田植えの始まる6月までに農道を完成させる必要があるが、すぐに補正予算を成立させて農道用地代を支出することもできないので、行政職員経験のある4名で緊急性があると認定し、未処理金から農道用地の代金を支出することを決めました。なお、農道を作る際に用地は所有者から無償で提供されることが原則であることは私も知っていますが、例外的に葛城市が予算を付けて有償で所有者から購入しているという事例は過去にもありました。但し、その具体的な事例について私は記憶していません。

(4) 葛城市と新町110番4・111番2・109番2の土地の各所有者との間に売買契約書が作成されていることは、私も知っています。私が売買契約書の書式を見たところ、葛城市建設課で使用されているものを使ったと思われます。

私は、河合氏から「契約書、請求書、登記承諾書は葛城市役所の方で作るので、各書類に土地所有者の署名捺印をしてもらいたい。」と頼まれました。私は、最初は葛城市職員が行くべきだとして断ったのですが、職員は土地所有者との面識が薄いとのことだったので、仕方なく私が行くことにしました。私が各土地所有者に書類を持参した時には、まだ葛城市長印は押されていなかったと思います。私は、河合氏から契約書等を受け取って、土地所有者3名から署名押印をもらって河合氏に返し、また河合氏から葛城市長印を押された契約書を受け取って、3名の土地所有者らに渡しました。

(5) 私が土地所有者に署名押印をもらった書類の中には、同一の土地について葛城市との売買契約書及び売買代金の領収書、並びに葛城市への寄附証書という相互に矛盾する内容の書類がありました。私は、書類の内容を説明しながら土地所有者に署名押印してもらいましたが、売買と寄附という相互に矛盾する内容の書類が作成されていることについて、なぜそうなっているのかという理由を河合職員に尋ねることはしませんでした。私は、葛城市長印が押してある以上、書類は全て葛城市が正式の手続きを経て作成したものだと思っていました。

私は、葛城市が土地代金を支出しているのではなく、私たちが未処理金から支出したものであることは知っていましたが、葛城市役所が葛城市宛の領収書用紙を作成している以上、代金を受け取った土地所有者らに葛城市宛の領収書を作成させることが間違っていることだとは思いませんでした。

農協口座からの、平成27年3月6日の208万7,500円、平成27年3月6日の93万7,500円、平成27年4月2日の150万円の引き出しは、いずれも農道用地の代金として私が土地所有者に支払ったものです。この引き出しは私が一人で行ったのではなく、いずれもその当時の新村区長に窓口まで来てもらって出金してもらっています。

2 小走 垣 氏の証言要旨

私は、平成27年当時新村区長でした。新村区では区の財産は預金しており、会計が保管していました。区の預金口座からお金を引き出すときは、区長が区長印を押して引き出しの指示をする書類を発行し、会計がそれを受け取って銀行印となっている会計印を用いて口座から現金を引き出し

ます。

新村区では毎年12月に会計監査を行っており、区長印、会計印を区長や会計以外の者が使うことはありません。

農協口座が開設されていたことや、その残高が約1億8,000万円あることは知りませんでした。農協口座からの現金の引き出しのことは知りません。また、私が岡本吉司氏から一緒に農協口座の窓口からの引き出しに来てほしいと言われたこともありませんし、私以外の者が頼まれたという話も聞いたことはありません。

3 芝 浩文 氏の証言要旨

(1) 平成25年の10月か11月頃に、岡本氏から、109番、110番4、111番2を含む農道を作るための予算を計上するよう私に電話があり、平成26年度の予算に計上しました。同じくらいの時期に、地元の新町区からも同趣旨の要望書が葛城市に提出されました。

農道用地は全部で5筆からなっており、平成26年度に入ってから私は地元と折衝し、現地立会や設計や測量、工事の打ち合わせに入りました。なお、地元へは、私は農道用地は無償で葛城市に所有権移転してもらうことになるかと説明していますし、実際に葛城市の予算としても農道用地の代金は準備していませんでした。私は昭和62年に新庄町役場に就職しましたが、その当時にはまだ用地買収費というものがあったとは聞いたことがあります。しかし、その後は私の知る限り、農道用地は全て所有者から葛城市に無償提供してもらっています。

(2) 111番2の土地には永小作権設定登記がされていましたが、所有者の方にはこれを抹消するのはあくまでも所有者がすることですよ、という説明をしました。その後私は岡本氏から司法書士の若井成仁氏を紹介してもらって面談し、若井氏から抹消する方法の説明を受けています。私が若井氏と会ったのは平成26年10月2日のことです。

(3) 農道用地の各土地所有者からの寄附証書は、私と屋根良宣職員と二人で土地所有者から直接受け取りに行きました。年度末の忙しい時期であったので、最終的に書類が揃って法務局に提出できたのは平成27年6月7日になりましたが、その時には私は既に異動していたので、屋根職員が法務局に提出したのだと思います。

(4) 110番4、111番2、109番について、葛城市と土地所有者との間で売買契約書が作成されていますが、これは全て私が平成27年2月頃に作成したものです。契約書の様式は実際に葛城市が使っている土地売買契約書の様式を用いています。各土地の売買契約書の売買代金額欄には、岡本氏から指示された金額を入れています。

なお、私は、平成27年1月中旬頃、岡本氏と池原博文氏と一緒に、葛城市新庄庁舎の5階面談室で、勝田不動産鑑定士と面談したという記憶はありません。但し、同僚であった屋根氏のメモには、平成26年12月4日に勝田氏から、「農道用地は1平米2万300円くらいで不動産鑑定ができそうだ。」という電話連絡があったということが記録されていました。その電話連絡が来る前に、私と屋根氏が岡本氏から葛城市役所新庄庁舎5階の面談室に来るよう呼出を受けたことはありました。私はこの時が勝田氏とは初対面でした。

農道用地は所有者から葛城市に無償で所有権を移転してもらうのが原則ですし、実際にも110番4、111番2、109番地の所有者らに支払う代金も予算には計上されていなかったため、私は岡本氏に「売買契約書を作っても葛城市から代金の支払はできませんよ。」と何度も言いました。しかし、それでも岡本氏から私は「とにかく売買契約書を作れ」と言われたので、仕方なく売買契約書を作って岡本氏に渡しました。再三にわたって岡本氏から作成を求められるので、断れないという圧力は感じていました。岡本氏からは、私が作った3通の契約書を何に使うのかという説明はありませんでした。

私が岡本氏から売買契約書を作成するよう求められていることは、当時の課長であった池原博文氏と、部長であった河合良則氏に相談しています。2人の回答は、「岡本氏がしつこく言うてくるなら、作るだけ作っておこうか。」というようなことでした。なお、売買契約書には当時の山下和弥市長の名前が記載されていますが、山下市長はこのような売買契約書が作成されたことは知らないと思います。売買契約書の体裁は葛城市で使う正式なものでしたが、私はこれを岡本氏に対して「あくまでも見本です。」と説明して各2部ずつ計3通渡しているため、まさかこれが実際に使用されるとは思いませんでした。岡本氏もこれを何に使うかについては何も言いませんでした。岡本氏に売買契約書を渡したことは、私から池原職員と河合職員にも報告し、2人からは「仕方ないな。」というような趣旨の返事を受けました。また、私が建築課の窓口で売買契約書を岡本氏に渡すところは、屋根氏が見ていました。なお、私が今まで勤務してきた中で、市の正式な様式の契約書を見本として作るよう頼まれたことはこの時以外にはありません。

- (5) 平成27年2月か3月頃、私が外出してから席に戻ってきたところ、私が作成した3通の契約書のうち、売主が新町土地改良区となっているものを除く2通が、私の机の上に置いてありました。その時には既に売主の署名押印がされ葛城市長印も押されていたので、当時の課長であつ

た池原氏には報告しました。しかし、今更もうどうすることもできないので、関係書類と一緒に保管しておきました。私は、葛城市では代金を予算化していないのに、どうやって代金が支払われたのか不思議に思いました。

- (6) その後平成30年2月になって、池原職員が会合で岡本氏と会った際、「農道用地の売買契約書が農林課にあるだろう」と言われたとのことで、池原職員から私はそのような契約書があるか探すように言われました。そこで私が平成26年、27年の工事に関する登記一件書類のところを探すと、過去に私が作った売買契約書のうち、2通が挟まれて保管されていました。私が1回目指示されて探した時には見つからず、岡本氏に「ない」という報告をしたところ、「そんなはずはない、土地改良区が売主の売買契約書は自分の手元にある。」と言われたので、もう1度探したところ今度は発見されたので、大変驚きました。

売買契約書には葛城市長印が押されていましたが、これは私が押したものではありません。売買契約書が発見されたことは河合職員に報告し、池原職員、屋根職員にもこれからどうすれば良いか相談しました。

私は、葛城市議会に百条委員会が設置されることが決まり、その中で売買契約書のことが問題視されていることも知りましたので、平成30年5月7日付で報告書を作成しました。私は、作成した同日に報告書を池原職員と一緒に副市長と市長に渡し、預かっておきます、というような返事は頂きましたが、その後この件に関しては誰からも問い合わせはありません。

4 池原 博文 氏の証言要旨

- (1) 平成26年に、110番4、111番2、109番2の土地を含む農道を作るよう岡本氏から要望があり、地元からも同様の要望が葛城市にありました。農道を作る担当者は、当時課長補佐であった芝浩文氏と屋根氏でした。農道用地は葛城市に所有権を移転するが、所有者に代金は支払わないのが通常であり、自分の経験でも代金を支払ったことはありません。しかし、私は工事が完成した後に、芝氏からは土地所有者から代金の支払いを求められていた、という話を聞きました。

なお、私は、芝氏から111番2の土地に設定された永小作権を抹消する必要があるという話は聞いていません。

- (2) 110番4、111番2、109番2の土地の売買契約書は、芝氏が作成したものです。私は、芝氏が岡本氏から執拗に葛城市と土地所有者との売買契約書を作成するよう言われている、どのように対応すればよいか、との相談を受けました。私は、最初は葛城市は土地所有者と売買契約

をしない以上売買契約書など必要ないので、無視しておけば良いのではないか、と回答しました。しかし芝氏からはその後もあまりにも岡本氏からの要求がしつこいというので、当時は会計検査への対応もありこれ以上岡本氏への対応に時間を割いていられないので、芝氏と私と上司の河合良則氏と3人で相談して、もう参考にするだけなら売買契約書を作るだけ作ってしまおうか、という事にしました。岡本氏も農道用地は無償で葛城市に所有権移転してもらうものであり、代金の予算はないということも知っていたとは思いますが、私は売買契約書を作成する理由も、それを何に使うのかということも岡本氏には聞いていません。

私の記憶では、売買契約書を作成したのは平成27年1月頃です。売買契約書は葛城市の様式例を参考にして作成されたもので、体裁としては正式なものです。しかし、記載された売買代金額がどのようにして決められたのかは、私は知りません。

また、私は、不動産鑑定士の勝田氏を知らないし、平成27年1月中旬頃に岡本氏と芝氏と一緒に勝田氏と会ったという記憶もありません。

(3) 売買契約書ができた後、岡本氏が持って行ったということは、私は芝氏から聞きました。河合氏も私と同じく芝職員からの報告を聞きましたが、実際に売買契約をしない以上特に使い道もないはずなので放置しておこう、という結論になりました。私は、その後売買契約書がまた葛城市の庁舎に戻ってきていたという事は、戻ってきた当時としては聞いていません。

(4) 私は、平成30年2月27日の孝女伊麻さんの法要の時に、岡本氏と会ったので、「新聞報道されている農道の件というのは何のことですか。」と質問しました。すると、岡本氏からその農道用地について売買契約書が存在することを言われたので、自分が葛城市に戻ってから、売買契約書が農林課に存在するのか調べてほしい、と言いました。すると売買契約書が2通発見され、葛城市長印も押されていましたが、市長印は私が押したものではありませんし、他に誰が押したのかもわかりませんでした。

売買契約書が発見されたことは河合氏にも報告しました。河合氏からは、重要なことであるので経緯を報告するよう芝氏に指示するよう言われましたので、そのように指示しました。

5 河合 良則氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

(1) 私の記憶では、平成26年頃、地元から新町110番4、111番2、109番2の土地を含む農道を作るよう要望が出ましたが、岡本議員からは要望は無かったと思います。

農道用地の所有権は葛城市に移転させますが、土地の代金を所有者に払うことはありませんし、私自身新町区長から土地の代金を払ってくれと言われたことはありません。但し、芝氏が現場で新町区長から土地の代金を払ってくれないかと言われたという話は聞いたことがあります。芝氏からはその場で断ったと聞いています。

- (2) 平成26年頃、私は芝氏から、岡本氏に新町110番4、111番2、109番2の土地の葛城市との売買契約書を作成するよう再三頼まれて断り切れない、という相談を受けました。私は、かつて町の要職にあった岡本氏から頼まれたら断りにくいので、もう応じないと仕方ないな、という話をしました。

私自身は、岡本氏が売買契約書の内容をどのように指示したかとか、売買契約書を何に使う目的だったのかについては知りません。売買契約書には山下市長の名前がありますが、山下市長はこのような契約書が作成されていることは知らなかったと思います。私は、芝氏が作成した売買契約書を、岡本氏が受け取りにきたということは聞きましたが、受け取った後どうなったのかは知りません。

なお、私は勝田不動産鑑定士は知りませんし、勝田氏から土地の鑑定評価額の連絡がこない、という話を岡本議員にしたこともありません。

- (3) 平成27年になって、私は岡本氏から、新町の農道の地権者の一部は用地を無償提供できない、有償にして代金を払ってほしい、という事を言っているということを聞きました。そして岡本氏は代金に未処理金を使おうかということを書いていましたが、私はそのようなことを決められる立場にない、と言って賛成も反対もしませんでした。岡本氏からこのような話をされたのは、2人だけで葛城市役所の農林課のあたりで話をしていた時だったと思います。

私は、岡本氏に、新町110番4、111番2、109番2の土地の所有者に売買契約書や代金の領収書を届けて書いてもらうよう依頼したことはありませんし、岡本氏からそのような書類を受け取ったこともありません。

- (4) 私は、平成30年1月頃、未処理金の存在が明らかになってから、岡本氏から電話で土地の売買契約書を探すよう依頼を受けました。岡本氏は、土地改良区の売買契約書は自分が持っているもので、他の売買契約書は農林課で保管されているはずだと話しており、私は売買契約書が実際に存在する事を知りました。

私は、売買契約書が誰の名前で作成されているのかと岡本氏に尋ねたところ、山下市長の名前になっているというのです。私は、それはおか

しいのではないかと言い、岡本氏も同意していました。

6 屋根 良宣 氏の証言要旨

(1) 私は、司法書士の若井成仁氏が、111番2の土地に設定された永小作権設定登記の抹消手続きをしたことを知っています。但し、誰からの紹介で若井氏が業務を行うことになったのかは覚えていません。

若井氏は業務を完了して連絡をくれましたので、私は111番2の土地の葛城市への所有権移転登記を手続きをしました。なお、葛城市としては若井氏に対して何の業務も依頼していないので、従って報酬も支払っていません。

私は、若井氏とは元々面識はありませんでした。若井氏と初めて会ったのは、芝氏と一緒に総田氏の自宅で、永小作権設定登記の抹消手続きをするということで、多分岡本氏から紹介されて会いました。

(2) 私は、時期は覚えていませんが、岡本氏から5階の相談室だと思えますが呼ばれて行ったときに、不動産鑑定士の勝田耕次氏と会ったことがあります。この時勝田氏は岡本氏が呼んできたと記憶しています。勝田氏は新町の辺りの土地の件について話をしており、私も何かそのあたりの件についての話をしているのだと思いました。後に平成26年12月4日に勝田氏から私宛に土地の単価についての連絡がありましたが、私はそれをどこかに伝えるということはしていません。また、葛城市からも勝田氏に何の支払もしていません。

(3) 新町110番4、111番2、109番2の土地について、葛城市との間の売買契約書の文案は、芝氏が作成しました。これは、岡本氏から芝職員に、再三「ひな形でいいから。」という事で売買契約書作成の依頼をされており、最初は芝職員も断っていたのですが、最終的には断り切れず、あくまでもひな形ですという念押しをして渡したものです。私は、芝職員が「あくまでもひな形です。」と念押しをして売買契約書を封筒に入れて岡本氏に渡しているところを見ました。この売買契約書に誰が葛城市長印を押したのかは私は知りません。

(4) 私は、新町農道工事については、工事の監督と登記手続きを担当しました。農道用地の所有権移転登記に必要な書類は、測量図等を取りまとめて私が作成しました。所有権移転登記に必要な書類は、通常であれば私と芝氏とで土地所有者のところへ行くのですが、今回は岡本氏が行ってくれるというので、私は岡本氏から土地所有者の署名押印をもらった書類を受け取りました。

岡本氏は自分から「署名捺印をもらってきてあげる」とおっしゃったので私もお願いしたのですが、どのような意図があつてそのようなこと

をおっしゃったのかは私は分かりません。通常であれば葛城市の事業に関する書類を葛城市職員以外の者に託すことはしませんが、岡本氏は当時葛城市議会議員であったので信用できると思い、お願いしました。

- (5) 110番4、111番2、109番2の土地については、平成26年度内に所有権移転登記手続きを完了させようとしていたのですが、111番2の土地の永小作権の抹消手続きを待っていたので、年度を超えてしまい、最終的に所有権移転登記手続きが完了したのは平成27年6月になりました。

7 扇田 潤一 氏の証言要旨

私は、平成26年と平成27年に新町土地改良区理事長を務めました。私は、前理事長から110番4、111番2、109番2の土地を含む農道を作る構想があることは聞いてはいました。土地改良区の所有する109番2の土地を葛城市に移転するについては代金をもらいましたが、誰が代金をもらえるようにしてくれたのかは、私は知りません。葛城市が代金を予算に計上していたのかもどうかも私は知りません。

土地寄附証書に添付された土地改良区代表者の印鑑及び資格証明願と、登記承諾書兼登記原因情報証明書には私が署名していますし、土地売買契約書にも私が押印したことは覚えていますが、誰がこれらの書類を私のところに持参したのか、私が記載して誰に渡したのかは、私は覚えていません。

土地の売買代金額がどのようにして決まったのかも覚えていませんが、土地の代金は当時の新町区長であった花内勉氏から、平成27年の4月から5月頃に渡しが現金で受け取っています。私は受け取ったお金を、直ちに新町土地改良区の会計担当理事に入金するよう指示しました。

8 花内 勉 氏の証言要旨

- (1) 私は、平成27年時点で新町区長でした。私が区長になる前から、110番4、111番2、109番2の土地を含む農道を作る構想はありましたが、従来工事の障害となっていた工場が取り壊されたことで実現することになりました。
- (2) 農道用地は無償で葛城市に所有権を移転するのが通例でしたが、私が土地所有者の方に協力依頼に伺ったところ、無償で提供してもらうことは難しそうでしたし、かといって私が有償にするという約束も立場上できませんでしたので、用地の取得については有償でお願いしたいという話を葛城市農林課の芝氏に引き継いで、私が交渉することは止めました。芝氏には、よくわからないが登記上の問題があり、先にそれが解決しないとそもそも農道用地の提供を受けることができない、という説明をし

で後のことをお願いして帰りました。

その後、いつか覚えていませんが、芝氏から土地の単価が坪4万円くらいかなということ電話で連絡してもらったような気がします。その時、代金を葛城市が用意しているのかということは私は聞いていません。

(3) 私は、新町土地改良区が所有する109番地の葛城市役所との売買契約書は、岡本氏から預かって新町土地改良区に渡しました。新町土地改良区名の売買代金の領収書も同時に見せてもらいました。売買契約書に押してある葛城市長印は、誰が押したのかは知りません。

(4) 私は、平成27年4月頃、岡本氏から新町土地改良区の所有する土地の代金として150万円を受け取って、当時の新町土地改良区の理事長であった扇田潤一氏に渡しました。

なお、私は農道を作る件については芝氏としか話をしておらず、河合氏とは話をした記憶はありません。

9 北田 善久 氏の証言要旨

私は110番4の土地について、亡くなった父と葛城市との売買契約書があることは、平成30年8月になって家の中を探して発見しました。農道用地の代金は支払われないことが通例なのかどうかとか、いつ110番4の土地を農道用地に提供するという話が出たかとかいうことは、私は知りません。

農道の工事をする前だったと思いますが、父が「最初は無償で110番4の土地を農道用地として提供する話だったが、後日お金をもらえるようになった。」と話していたことを覚えています。しかし、なぜ父がお金をもらえるようになったのか、また、父が誰からお金を受け取ったのかは私は知りません。

土地の売買契約書や、代金の領収書、寄附証書、登記承諾書が父の名前で作成されていることについては、私は何も知りません。

10 総田 正彦 氏の証言要旨

(1) 私は、111番2の土地の所有者でした。平成26年8月頃、私の土地を含む農道を作る話が持ち上がってきました。私には新町の区長であった花内さんから、土地を無償で葛城市に提供してほしいという話がありました。

(2) 平成27年2月か3月頃、私は岡本吉司氏から農道用地の代金を支払うという話を聞きました。私は、自分から「農道用地として提供するなら代金が欲しい。」という話はしていません。農道の用地は無償で葛城市に所有権を移転するものだとは知っていました。

(3) 私は、平成18年に農道を作るとき、111番と83番か84番の土

地も無償で提供しています。私は、平成18年の工事は建物が建っていたため途中で中断したので喜んでいました。平成26年8月頃に農道を作るという話を聞いたときには、私は既にある農道は道路として使えるのだから、もうこれ以上は要らないじゃないか、と反対したことを覚えています。

- (4) 私は、平成18年の工事の農道用地として提供したはずの111番1の土地が、どういうわけかまだ葛城市に所有権が移転されていなかったため、芝氏にかなり厳しく文句を言いました。芝氏の説明では、土地に抵当権が付いているので葛城市に所有権移転ができないという説明でした。私は、芝氏に「先に寄附した土地の所有権移転登記をしてもらわないと、その次に農道のために土地を提供する話は受け付けられません。」と断りました。

その後岡本氏から農道用地を提供してほしいという依頼がありましたが、その際に既に農道になっている111番1の土地の所有権移転を葛城市にできないか、という相談をしました。

すると、岡本氏からは、新町農事合同会社というものが昔あって、そこが111番1の土地に抵当権を設定しているので抹消するためには裁判をしないとけない、司法書士に相談してみる、という話を聞きました。そして、以後司法書士の若井氏という方も来られましたし、岡本氏も来ていただきました。なお、葛城市役所の職員はこの件で来たことはありません。

- (5) 私のところに土地売買契約書を持参したのは岡本氏です。葛城市にこの代金を支払う予算があったのかどうかは私は知りません。

私は農道用地の提供を拒んでいたところ、何度も岡本氏が来られる中で、今度は有償にします、という話が途中から出てきました。それで、私が代金額はいくらですか、と私が聞くと、「ちゃんと鑑定人を入れて評価します、それで代金額を決めます」という話が岡本氏からありました。全て岡本氏が話されたことで、私は葛城市役所からは一度も農道の工事に協力するようという事は言われてません。

- (6) 土地代金の領収書も代金も、私は岡本氏から受け取りました。売買契約書には葛城市長印が押してありますが、私は誰が市長印を押したのかは知りません。

土地寄附証書も私が押印したものに間違いありません。土地売買契約書と土地寄附証書は相互に矛盾する内容の書類ですが、私はその時は「登記に必要な書類」と説明されて押印しているので、内容まで確認していませんでした。土地寄附証書も岡本氏が売買契約書と一緒に私に渡され

たものです。登記契約書兼登記原因証明情報という書類も私が署名押印したものです。これも岡本氏が売買契約書と一緒に持参され、同時に書いたものです。

私が押印した売買契約書、領収書、土地寄附証書、登記承諾書兼登記原因証明情報は、全部岡本氏に渡しました。

農道用地を売買するという話は、私が111番1の土地の抵当権を抹消して葛城市に所有権を移転する問題の解決を岡本氏に頼んでいる引き続きの中で出てきたことです。契約時も葛城市役所の職員は来ず、私は岡本氏が持ってきた話に乗りました。

11 若井 成仁 氏の証言要旨

- (1) 私は、平成30年8月20日付の申述書に押印しました。この内容は、岡本氏が持参されたものを参考にし、私の記憶を足して作成しました。私が申述書を作成したきっかけは、岡本氏から作成を依頼されたからです。
- (2) 平成26年8月頃、三輪測量設計の土地家屋調査士の岸本先生から私に連絡があり、「葛城市で登記業務があり、裁判業務も絡んでいるけれども引き受けることができるか」という話を聞きました。おそらくは葛城市側から岸本先生に連絡があつて、それで岸本先生から私に連絡があつたのだと思います。私は、取り扱える資格があるので、引き受けます、と岸本先生に答えました。

その後、私は業務の内容を説明したいから葛城市當麻庁舎に来てくれ、と言われて、平成26年10月頃打ち合わせに行きました。私が行くと、面談の場には岡本氏と芝氏がいました。そこで私は新町111番の土地に付された新町農事合名会社の永小作権設定登記の抹消登記をしてほしい、という事案の内容の説明を受けて、登記業務を裁判業務と共に受任することになりました。後日、私は芝氏と一緒に土地所有者である総田氏のお宅に伺って、登記と裁判の委任をしてもらいました。但し、その時には代金の話は出ていませんでしたし、私は契約書も作成しませんでした。
- (3) 最初の打ち合わせの後、私は芝職員とは2、3回打ち合わせをしています。打ち合わせは葛城市當麻庁舎で1回、総田氏の自宅近くで1回したことは覚えています。岡本氏とは最初に説明を受けたときくらいしか私は会っていません。総田氏と私が会ったのは、登記と裁判の委任を受けた時1回だけだったと思います。
- (4) 平成27年3月20日に、新町農事合名会社に対して永小作権設定登記の抹消登記を命じる判決を得て業務を完了し、私は芝氏から総田氏あて

の請求書を持って来るように言われたので持参しました。しかし、私は代金の支払いはまだ受けていません。

私はこの件以外に葛城市から業務の依頼を受けたことは無く、芝氏とも元々面識はありませんでした。私が葛城市宛に請求した報酬額は15万円程度だったと思いますが、私はあまり売掛金の回収を気にしないので、支払いがなくても催促等はしたことはありません。

- (5) 岡本氏が申述書を書くように頼みに来られたとき、岡本氏にまだ報酬をもらっていないという話をしました。すると、岡本氏は「こんなもんもらわんとあかんやろう。請求書を再度出してくれるか、預かって帰るわ。」と言ってくれましたので、再度請求書を発行して渡しました。

なお、裁判をした時に被告である新町農事合名会社の代理人として弁護士が選任されましたが、その予納金も私が立て替えて裁判所に納めたまま、葛城市からは払ってもらっていません。

12 勝田 耕次 氏の証言要旨

- (1) 平成30年8月20日付の申述書を作成したのは、岡本氏が私のところに文章を持ってこられて、これに署名捺印してほしい、とおっしゃったことから始まっています。私は、もう3、4年前の事なので細かいことは覚えていないと言ったのですが、岡本氏は自分が申述書を作るから、ということで作って持ってこられたのです。私は内容を確認して、事実と異なるところは訂正して、それで押印しました。しかし私は基本的な事実関係は記憶していますが、地番がどうか、誰に会ったかなどという細かい事実関係は記憶しておらず、申述書の内容は岡本氏が持参されたものが基本になっています。

- (2) 私は、別件で葛城市役所新庄庁舎に行っていたときに、葛城市の事務職員と思われる男性から呼ばれて、別室へ行ったことがありました。すると、岡本氏と、市の40代くらいの男性職員2名がいましたが、私は男性職員2名とはそれまでに面識がありませんでした。

私は、十数年以上前に当時の新庄町長が友人の高校の先輩ということで紹介を受けて挨拶に行ったところ、当時副町長だった岡本氏が同席されたということがありました。私が岡本氏と会ったのはその時以来でしたが、お互いに見覚えがある、ということからその当時の話に遡り、お久しぶりです、という挨拶をしたことを覚えています。しかし、私はなぜ市の職員ではない岡本氏が市の職員と一緒に同席していたのかは知りません。

私は、その席上で、新町110番地、111番地の価格の鑑定をしてほしい、と頼まれました。そこで、私は書類を受け取って、現地を見て

だいたいの価格の検討をつけ、市役所の誰かに連絡したと思います。この頃は仕事で葛城市役所に行く機会が多かったので、別件で行った時に口頭で伝えたと思います。しかし、その後一向に私には正式に鑑定を依頼するという連絡がなかったので、すっかりこのことは忘れていました。価格を伝えたことに対して私は報酬も受け取っていません。

私に依頼内容を説明していたのは、同席した市の職員2名のうち1名だったと思いますが、2人とも男性で40代くらいだったということしかわかりません。

- (3) 新町109番2の土地についても、私に価格を教えてほしいという依頼がありましたので、連絡したことは覚えています。しかし私は具体的にいくらを伝えたのかは覚えていません。

私の申述書には、私が芝氏から鑑定の件で呼ばれたとか、岡本氏と芝職員と池原氏と面談したとか書いてありますが、それらの記載は岡本氏が持参された原案の文書の中に書いてあったのでそのまま残っているだけです。

私の記憶としては、芝氏から呼ばれたことはないですし、面談した中で知っているのは岡本氏だけで、同席したあとの2人の職員の氏名は覚えていません。

また、私は岡本氏らとの面談の際に坪単価が10万円になるという話もしていません。私は現地を見ないことには何とも言えないので、最初の面談の時には土地価格の話はしていません。

13 確認した資料

当委員会は、以下の資料を確認した。

- (1) 葛城市を買主とする新町109番2の「土地売買及び補償に関する契約書」
契約書は1通であり、土地代金額は150万円とされ、日付は空欄であるが買主は「葛城市長 山下和弥」と表記され、葛城市長印が押されている。
- (2) 葛城市を買主とする新町110番4の「土地売買及び補償に関する契約書」
契約書は2通あり、土地代金額は208万7,500円とされ、日付は空欄であるが買主は「葛城市長 山下和弥」と表記され、葛城市長印が押されている。
- (3) 葛城市を買主とする新町111番2の「土地売買及び補償に関する契約書」
契約書は2通あり、土地代金額は93万7,500円とされ、日付は

空欄であるが買主は「葛城市長 山下和弥」と表記され、葛城市長印が押されている。

- (4) 葛城市宛の新町109番2の売買代金領収書
平成27年4月2日付で土地所有者の押印がある。
- (5) 葛城市宛の新町110番4の売買代金領収書
平成27年3月6日付で土地所有者の押印がある。
- (6) 葛城市宛の新町111番2の売買代金領収書
平成27年3月6日付で土地所有者の押印がある。
- (7) 葛城市に対する新町109番2の土地寄附証書・印鑑等証明書・登記承諾書兼登記原因証明情報・登記嘱託書・登記完了証・新町109番2の登記記録全部事項証明書
土地寄附証書は平成27年2月17日付で作成され、所有者が葛城市に新町109番2を寄附する旨表示され所有者の印が押印されている。登記記録全部事項証明書には現実に寄附された旨が記載されている。
- (8) 葛城市に対する新町110番4の土地寄附証書・印鑑登録証明書・登記承諾書兼登記原因証明情報・登記嘱託書・登記完了証・新町110番4の登記記録全部事項証明書
土地寄附証書は平成27年2月17日付で作成され、所有者が葛城市に新町110番4を寄附する旨表示され所有者の印が押印されている。登記記録全部事項証明書には現実に寄附された旨が記載されている。
- (9) 葛城市に対する新町111番2の土地寄附証書・印鑑登録証明書・登記承諾書兼登記原因証明情報・登記嘱託書・登記完了証・新町111番2の登記記録全部事項証明書
土地寄附証書は平成27年2月17日付で作成され、所有者が葛城市に新町111番2を寄附する旨表示され所有者の印が押印されている。登記記録全部事項証明書には現実に寄附された旨が記載されている。
- (10) 屋根証人の平成26年12月2日から4日までの業務メモ
12月4日の欄には「カツタ不動産 先日の件について、20,300円/m²(指定区域内) これによれば書類作成いたします。」との記載がある。

14 当委員会の認定

(1) 各農道用地の葛城市への所有権移転原因

ア 農道となった新町109番2、新町110番4、新町111番2は、登記記録全部事項証明書によると、いずれも既に葛城市に寄附を原因として所有権が移転されており、その登記申請に用いられた各土地所有者

作成の土地寄附証書も存在する。

その反面、寄附とは矛盾する、各土地について売買代金を定めた葛城市と土地所有者との売買契約書が存在し、葛城市長印も押印されている。

イ しかし、葛城市には平成27年度に各土地所有者に対して売買代金を支払った記録は無く、また各土地について売買契約を締結する旨の決裁文書も存在しない。葛城市長印の使用簿にも、各売買契約書に押印したとの使用履歴はない。

従って、各土地について葛城市との売買契約書は有効なものではなく、各農道用地の葛城市への所有権移転原因は寄附証書に基づく寄附であると認定する。

ウ なお、当委員会としては売買契約書に葛城市長印が押印されていることから事態を重く捉え、売買契約書の作成から押印に至るまでの事実経過について、岡本氏、芝氏、各土地所有者等複数の関係者を証人として尋問を行った。

しかし、売買契約書の様式そのものは芝氏が作成した事実は認定できるものの、作成に至った経過や葛城市長印が押印された事実経過については誰からも証言を得ることができず、一定の事実を認定するには至らなかった。

(2) 農協口座からの各引き出しの用途

岡本氏は、農協口座から平成27年3月6日に引き出した①208万7,500円は新町110番4の、②93万7,500円は新町111番2の、平成27年4月2日に引き出した③150万円は新町109番2の所有者にそれぞれ土地の代金として支払った旨証言している。

各土地の所有者もそれぞれ同額の代金の受領を認める証言をしており、代金の領収書も存在するので、農協口座からの①～③の引き出しはいずれも土地代金として費消されたものと認定する。

第11 未処理金の用途3：脇田交差点拡張工事

1 岡本 吉司氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

私は、平成29年7月25日に、未処理金を保管していた口座から27万円を引き出して、脇田地内の舗装工事代金に充てました。このことは私、河合良則氏、吉川義彦氏、生野名興氏の4人で相談のうえ合意して行ったものです。

脇田梅室線の用地交渉については、地元から要望があったものの、当時の葛城市建設課は、地元から要望があがったものは地元の区長が用地交渉しなさい、という姿勢で話が先に進みませんでした。私は、地元区長から

相談を受けて、葛城市にも交渉したのですが、頑として建設課は動きませんでした。仕方がないので私が地元の区長に頼まれて用地交渉をしました。

その工事の中で個人の敷地の舗装を痛めてしまったことがあり、舗装復旧工事を建設課がしたが代金を支払う予算がないということで相談を受けて、未処理金の中から代金を支出しました。

舗装復旧工事の代金の支払ができないという相談は、私は当時の建設課長であった松本秀樹課長から相談を受けました。

2 岡本 吉司氏の証言要旨（平成31年1月17日のもの）

平成26年頃だったと思いますが、笛吹大字として、道路の拡幅工事を葛城市に要望していたものがようやく実施されることになりました。

しかし葛城市は地元で道路拡幅用地の所有者と交渉するように言うので、区長が行ったもののなかなかうまくいきませんでした。私は、元々道路の拡幅工事の要望を出していた前区長に、「何とかしてほしい」と頼まれて、建設課に2～3回行って葛城市が用地交渉をするように言いました。しかし、葛城市は受け付けませんので、仕方なく私と前の区長で交渉することにしました。また、笛吹大字に地元が近い吉村優子議員抜きで私だけが話をするわけにもいかないなので、私は吉村議員にも「一緒にやろう」と声を掛けました。

道路拡幅用地となる364番地1の土地所有者の方からの、「隣接する里道と水路を用途廃止して払い下げ、254の3との境界を明示してほしい。」という要望を受けて測量したところ、従来254番地3の土地だと思われていた部分の中に払い下げる里道が含まれていることが分かりました。

そこで、私は境界にそって地面にブロックを埋め込んで明確にし、ただ現在254番地3の土地の賃借人の賃貸借の期限が来るまでは従来と同様に利用できるようにする、ということで話を付けました。ブロックを設置する費用は364番地1の所有者の費用で行っていますが、ブロックを設置するために254番地3の土地の舗装を破壊した部分の再舗装費用は、葛城市が支出できないというので、やむなく未処理金から27万円を支出して、道路舗装工事を行うのと同じ北田組という業者に依頼しました。これも私、河合良則氏、吉川義彦氏、生野名興氏の4人で合意して支出しています。

私は葛城市職員に、「舗装費用が葛城市が支出しないのであれば自分で払う」というような趣旨のことを話した記憶はありませんが、「仕方ないな」というくらいのことは言っているかもしれません。

3 吉村 優子 氏の証言要旨

平成28年頃、大字笛吹の区長と役員さんが来られて、道路の拡幅について依頼を受けました。以前から拡幅を希望して葛城市にも要望されていたそうなのですが、担当課からは「拡幅用地の取得交渉は大字の方でやってください」と言われたそうです。そこで用地の取得交渉をされたそうですが、難航してあきらめかけたところ、元の区長の方が岡本吉司氏に個人的に相談して、もう一度取り組むことになったそうです。その時の区長さんのお話では、大字としては元区長さんに全て任せるので、今後は元区長さんと連携して進めてほしい、ということでした。そこで、私と元区長さんと岡本氏と3人で拡幅用地の取得交渉をすることになりました。

しかし、私は当時夫の病状がかなり悪化して生命の危険がある状態でしたので、岡本氏に主導的に交渉をしてもらうよう頼み、私自身が交渉に同席したのは10回程度でした。

交渉の相手は拡幅用地の地権者2名と、その隣接地の所有者の合計3名です。私が立ち会った中では、葛城市の職員が同席したことは1回だけありました。

交渉の中では、拡幅用地を提供してもらうに際しては、昔からの里道、水路との境界を明確にしてほしいという話があり、そのための処理をどうするか何回も議論したことを覚えています。また、拡幅用地の隣の土地所有者の方は「町のために」ということで大変協力的に交渉に応じていただいたが、結果としてその方の土地が減ることになり、また境界にそってブロックを設置することで従来あったアスファルト舗装も削られることになったので、せめてその修理費用は本人の負担にならないようにできないか、そうすべきだ、という話を岡本氏に言ったことはあります。

但し、これは土地所有者の方からの要求があったわけではなく、私自身の思いから言ったことです。私としては、「これだけ土地所有者の方に迷惑をかけたのだから、本来であれば葛城市の方で修復費用を出すべきだ。」という思いでした。

なお、この修理費用を土地所有者以外の他の誰かが負担しなければ拡幅工事は完成できない、という状況にはありませんでした。

それに対して岡本氏は「考えとくわ」とおっしゃったので、私はこの話は岡本氏に任せておきました。私は、岡本氏が交渉して交差点の拡幅工事の舗装工事と一緒にして費用が掛からないようにしてくれたのかな、という程度には考えていましたが、当時夫の病気の件で自分の精神状態が悪かったこともあり、実際にどうなったのかまでは岡本氏に確認していませんでした。

なお、私が舗装修復費用を出すと言ったことはありません。

私は、交渉していた当時未処理金が存在していることは知らず、一般に未処理金の存在が発覚した頃に私も存在を知りました。未処理金の存在が判明してから、岡本氏が「脇田の交差点の拡幅工事の件で27万円を引き出して使った。」と話しているのを聞いて、私は初めて未処理金が舗装の修復工事費用に使われたのだと知りました。

4 松本 秀樹 氏の証言要旨

私は、平成27年度の葛城市建設課長補佐であり、その当時に脇田交差点の道路拡幅工事に従事しました。道路拡幅工事は、笛吹の地元の要望で始まった事業であり、交差点の西側にある364番地4、363番地3、366番地5の3筆を工事しました。

道路拡幅の用地は市が買い取りますが、もともと地元からの要望で始まった工事なので、用地買収の交渉は地元主体で行ってもらいました。私は、用地買収の交渉はしていませんが、平成27年度中の計画段階で計画の説明には行きました。

364番地1と、その北側の254番地3との間に里道水路がありますが、364番地1の所有者の方から用地買収によって土地の間口が狭くなってしまふ分この里道水路を払い下げてほしい、という要望がありました。その際に、里道水路と隣の254番地3との境界を示す簡単なブロックの設置とその舗装工事をしてほしいという要望もありました。

平成27年度の計画段階の時は、私は里道水路を払い下げてほしいという土地所有者との話し合いはしましたが、実際に工事が行われた平成28年度のことには私は下水道課に異動していましたので、知りません。

なお、私は平成29年度に建設課に復帰してから、実際に舗装の修復工事が終わった後の現場を見ましたが、確かに27万円程度でできそうな工事ではあります。

ちなみに、里道水路を払い下げる際に、土地の境界を示すものを設置するのは葛城市ではなく払い下げを受けた側で行ってもらいます。ですから、仮に境界を示すものを設置した時に隣地の舗装が破損したとしても、その復旧費用は払い下げを受けた方が負担すべきもので、葛城市が支出すべき費用ではないと考えています。

5 確認した資料

当委員会は、以下の資料を確認した。

(1) 2017年1月12日付議事録

上記議事録は2017年1月12日に、笛吹364番1所有者と葛城市建設課職員が道路拡幅工事について打ち合わせを行った際のものである。議事録中には、364番1所有者から照明柱の移設、及び隣

接する脇田254番3の土地との境界上に擁壁を葛城市において設置してほしい旨の要求があったが、職員は民間同士の問題であり葛城市が関与することはできない旨説明して断ったことが記載されている。

(2) 2017年1月26日付議事録

上記議事録は、2017年1月26日に、笛吹364番1所有者と葛城市建設課職員が道路拡幅工事について打ち合わせを行った際のものである。

議事録には、364番1所有者から脇田254番3の土地との境界付近の擁壁を撤去する工事を葛城市において行うよう要求があったが、職員は民間地内の工事であることを理由に断ったことが記載されている。

(3) 2017年2月6日付議事録

上記議事録は、2017年2月6日に、笛吹364番1所有者と葛城市建設課職員が道路拡幅工事について打ち合わせを行った際のものである。

議事録には、364番1所有者から「脇田254番3の土地の境界にブロックを設置することとなったが、費用は岡本議員、吉村議員が出してくれる旨聞いている。」との発言があったことが記載されているが、令和2年7月28日実施の所有者への聞き取りで、ブロック設置は自費との回答があった。

(4) 北田組発行にかかる領収書

平成29年7月25日付で、宛先は葛城市建設課とされ、27万円を領収した旨が記載されている。

5 当委員会の認定

岡本氏は、「払い下げられた里道水路部分と隣接地の境界との間にブロックを設置する際に舗装をめくることになったため、舗装を復旧するための費用として農協口座から27万円を引き出して費消した」旨証言している。

吉村氏、松本氏もブロックの設置後に舗装を復旧する必要があったことは証言しており、農協口座からの引き出し日と同日付で同額の北田組発行の領収書があるので、27万円は舗装復旧工事費用に費消されたものと認定する。

第12 未処理金の処理についての協議

1 生野 名興氏の証言要旨

平成28年頃、私と吉川義彦市長、岡本吉司議員、河合良則総務課長が岡本吉司議員の自宅で会合を持ち、未処理金の使途について話し合ったこ

とがありました。1回目の話し合いの時は、私は未処理金の預金額はわかりませんでした。2回目の話し合いの時には未処理金が約1億8千万円あることを知りました。私は、2回目の会合の前に自治功労者の会合があり、岡本吉司議員と食事した際に、未処理金を「ふるさと創生基金」に寄附すればどうか、という提案をしました。平成29年9月に2回目に4人で集まった際にも、私は未処理金を「ふるさと創生基金」に寄附するという提案をしました。ちょうど市議会議員選挙の最中であつたため、選挙が終わってからまた考えよう、ということで分かれてそれっきりになりました。なお、河合良則総務課長が4人の話し合いに入ったのは、当時現役の市職員であり未処理金のことを知っておいてもらった方が良く、私が参加を要請しました。

私がこの4人の他に未処理金の存在を知っていると思うのは、いずれも新庄町職員であつた福本武彦氏、清村好伸氏、三田詮氏、杉浦税務課長です。

平成29年12月頃、2回ほど生野吉秀副市長が未処理金について私に話を聞きにきたので、私は知っていることを話しました。

2 河合 良則氏の証言要旨（平成30年8月23日のもの）

平成25年頃、私は岡本氏の自宅に行き、未処理金の処理をどうするかという相談をしましたが、結論は出ませんでした。平成29年にも岡本氏の自宅に行って未処理金の処理の話し合いをしましたが、その時も生野名興氏が「ふるさと納税で返却したらどうか」という話をしたものの、結論は出ませんでした。私としては未処理金は葛城市の所有だと思っています。

未処理金の存在が明らかになった後、私と岡本氏が吉川義彦氏のところへ行きました。その時に、岡本氏が吉川義彦氏に未処理金の使途を説明しており、私もそれを聞いて使途を初めて知りました。

3 吉川 義彦氏の証言要旨

私は、生野名興氏、河合良則氏、岡本氏と平成25年頃と平成29年の2回集まって未処理金の処理について話し合いました。その中で、生野名興氏からは、葛城市が成立する際に私名義で未処理金を預金し、当時市長であつた私に渡したというようなことを言われましたが、私にはそのような記憶は無いし、記憶違いではないかと指摘しました。

私は、岡本氏から、未処理金の一部を新町大字の道路用地代金に使つたという説明は聞きましたが、その他の使途は知らないし、未処理金の使用に際して事前に私に承諾を求められたこともありません。

4 当委員会の認定

未処理金の存在を生野氏、吉川氏、岡本氏、河合氏の4名が知っていた

こと、及び平成25年頃から平成29年頃にかけて4名で未処理金の処理方法について2回協議したが結論は出ず、従来通り未処理金の保管を継続した事実が認定できる。

なお、岡本氏が農協口座から未処理金を合計4回引き出して費消した事実は認められるが、その都度生野氏、吉川氏、河合氏の同意を得ていたか否かについては、証言が一致せず認定できなかった。

第13 未処理金の受け入れまでの経過

1 吉川 義彦 氏の証言要旨

未処理金の存在が発覚して問題になったので、私、生野名興氏、河合良則氏、岡本氏の4人で相談して、平成30年1月に阿古和彦市長に未処理金を葛城市で受け取ってくれるよう申し入れをしました。その後、葛城市から指示された口座に私は未処理金を振り込みました。

2 阿古 和彦 氏の証言要旨

(1) 私は、平成30年1月20日頃、吉川義彦氏から面会の申し込みがあったので面会しました。その際、吉川氏からは新庄町時代に形成された未処理金を管理しているので、葛城市で受け入れてほしい、という話をされました。私はそれまで未処理金の存在を知りませんでしたし驚きましたが、重要な事項ですので、吉川氏に申し入れ内容を文書にしてほしい、と頼みました。なお、吉川氏からの申し入れの前に岡本氏から未処理金のことについて電話があったかどうかは覚えていません。また、私はこの時以前に葛城市議会で未処理金の存在が議論されていたかどうか知りません。

(2) その後、平成30年1月30日付で吉川氏は面談時に話した内容を「申入書」という文書にまとめて提出され、私が面談して直接受け取ったと思います。吉川氏からは、申入書に記載されている以上の話は出ませんでした。また、吉川氏との初回の面談から申入書が提出されるまでの間には、特に葛城市内部では検討はしていません。

私は、申入書を見て葛城市職員にどのような対応をすべきか検討するよう指示しました。私が検討を指示した相手は実際に行政事務を行う職員であり、職員は葛城市の顧問弁護士にも相談しています。

私は、新庄町最後の町長であった吉川氏が未処理金は葛城市に帰属する可能性が高い金銭であると主張していることを重く受け止め、未処理金は葛城市に帰属する金銭である可能性が高いものであって、消滅しないよう保全のために葛城市で預かるべきと考えました。しかし、まだ未処理金がどのようにして発生した金銭であるかその時点では確定できなかったもので、職員の検討の結果としては、「一般会計で預かることはで

きないが、歳計外現金として預かることができるのではないか。」という結論になりました。私は、職員が顧問弁護士と相談したところでは、葛城市が預かることができる金銭は地方自治法上列挙されたものだけに限定されない、という法解釈も可能であり、歳計外現金として預かることができるという回答だったと聞いています。

なお、葛城市としてどう対応するかという検討をする中で、私は葛城市議会議員には誰にも相談していません。また、私から岡本氏に未処理金の事について問い合わせもしていません。

- (3) 私は、平成30年2月5日に、吉川氏に葛城市の会計管理者の通帳に振り込むように、という内容の文書を出して振り込んでもらいました。なお、それまでに未処理金が保管されていた貯金口座の名義人であった新村区長からは、未処理金を預かってほしいという申し入れは無く、私も新村区長に対しては振込について了解するか否かの確認はしていません。そもそも私は、未処理金を管理してきた吉川氏は新庄町最後の町長であり最高責任者であった方なので、その吉川氏が葛城市の所有に属するものであると説明されている以上、預け入れられている貯金口座の名義人が誰であるかは金銭の帰属先に関係しないと思っています。
- (4) 未処理金は平成30年2月5日に葛城市の会計管理者の口座に振り込まれましたが、そのことを最初に市議会に報告したのがいつであったかは覚えていません。私は、未処理金が葛城市の所有に属する現金であるか否かを調査することは、葛城市として独自に行うのではなく、百条委員会が行う調査に協力することで解明しようと考えています。

3 松山 善之 氏の説明要旨

- (1) 平成30年1月17日に、吉川義彦氏が市役所に来て阿古氏に未処理金の存在を説明しました。私は、その時に阿古氏から要旨について話を聞いたと思います。このとき吉川氏は文書を持参されていたと思います。
- (2) その後、同月30日に再度吉川氏が申入書を持参して阿古氏と面談した際は、私も同席したと思います。その場での吉川氏の話の様子を見て、阿古氏は未処理金を葛城市として受け取る認定をしたと思います。

未処理金を葛城市の歳計外現金として受け入れることについては、葛城市の職員を通じて顧問弁護士の意見も聴取し、1度ではなく何度かの葛城市内部の意見交換を経て決定したと私は記憶しています。確か当時の飯島企画部長と企画政策課の高垣課長は私と主に未処理金の受け入れ方法について検討したと思います。

葛城市の顧問弁護士には、おそらく高垣課長から意見を聴取したところ、未処理金を葛城市の歳計外現金として受け入れることは違法とまで

は言えないとの回答だったと私は聞きました。地方自治法235条の4の第1項、第2項の意味は、地方自治体に全く関係のない現金を預かってはならないという趣旨の条文であり、今回の未処理金のような性質の金銭を預かることを禁止する趣旨の条文ではないと私たちは解釈しました。

但し、私はこの解釈で絶対に適法であるとまでは考えておらず、違法とまでは言えないのではないかと、という程度の内容で私は阿古氏に報告し、そうであれば未処理金は歳計外現金として受け入れようと阿古氏が判断しました。私自身はこの検討過程について文書を作成していませんし、他にそのようなものが作成されているかは確認していません。

- (3) 私は、今となっては未処理金の受け入れについて葛城市議会と相談すべきだったという意見ももつともと思いますが、当時はそのような連携を図る余裕も、またその意識もなかったと思います。また、今となれば私も未処理金が管理されていた貯金口座の名義人が吉川氏とも岡本氏とも異なることについて、違和感を持って理由を追及すべきだったという意見も理解できますが、その当時はそこまで議論はしていませんでした。

私自身は、未処理金を歳計外現金として葛城市が保管するということは、法的に疑義がありうると思っていましたので、解釈が分かれるような受け入れ方はしない方がいいのではないかと意見を阿古氏に申し上げましたが、最終的に阿古氏の判断で受け入れました。

- (4) 平成30年5月頃、私が夕方の時間外に執務をしていますと、当時の農林課の芝氏が通常のルールに則らず、予約なしに私に面談を求めてきたことがありました。私はちょうど別の仕事をしており、十分な面談をする時間が取れなかったのですが、異例なことに芝氏はかなり強引に面談を求めてきたことを覚えています。この時、芝氏は当時の産業観光部長の池原氏と一緒に来たかもしれませんが、私ははっきりとは覚えていません。

芝氏が言うには、「自分には心当たりがないが、市の契約書の形式をしている契約書が発見された。しかし、その契約書に基づいて市の予算が執行された形跡はない。自分が作る契約書とは市長印の割り印の仕方が違うので、その契約書に押された市長印は自分が押したものではない。」ということでした。しかし、私には何の話か全くわからず困惑したことを覚えています。また、芝氏は突然予約を取らずに私との面談を求めてきたので、予約する暇もなかったほどの緊急事態なのかと思ったのに、その割には既に報告書を作成して持参していたということにも、私は違和感がありました。

その時私が芝氏の持参した報告書を受け取ったかどうかは覚えていません。私は芝氏のいつもと異なる様子を見て、そんなに重大なことなら市長にも報告しておいてくださいね、というようなことを芝氏に話して、芝氏はそれで退出したと思います。その後、芝氏の話のことについて市長と私が協議したことはなかったように思います。

- (5) 芝氏が発見した契約書に押された市長印は、私が確認したところ、葛城市當麻庁舎で使用されている市長印でした。市長印は本来であれば管理に携わる担当職員が必要枚数を確認して、市長印の使用簿に確認印を押す、という手続きになっています。しかし、担当課である総務財政課に市長印施行の管理の実態を確認するよう指示をしたところ、従来は正直にいつて必ずしも厳格な管理ができていなかったという実態が認められましたので、管理の厳格化を図るように指示をしました。具体的には、市長印施行の使用簿について様式を改善し、管理責任者が1件1件確認して印を押すように、という事の厳格化を図りました。

4 資料の調査

当委員会は、以下の資料を調査した。

(1) 申入書

上記文書は平成30年1月30日付、「旧新庄町長・元葛城市長 吉川義彦」名義で「葛城市長 阿古和彦」宛に作成されたものであり、「未処理金为新庄町で相当以前から形成されたものであり、形成された経緯は不明であるが、早急に葛城市に返還したい。」旨の記載がある。

(2) 「申出書に基づく金員の一時預かりについて (通知)」と題する文書

上記文書は平成30年2月5日付、「葛城市長 阿古和彦」名義で「元葛城市長 吉川義彦」宛のものであり、未処理金について「経緯が判明するまでの間、資金保全のため当市で一時預かる」旨の記載と、振込先として葛城市会計管理者名義の口座が指定されている。

(3) 収入伝票

平成30年2月5日付で181,851,728円が平成29年度歳計外会計に収入されたことが記載されている。

(4) 「資料要求について(回答)」と題する文書

平成30年2月5日付決裁の「申出書に基づく金員の一時預かりについて」と題し、「別紙申出書に基づく金員の一時預かり措置を実施してよろしいか」という内容の回議用紙が添付されている。

葛城市が未処理金を歳計外現金として保管できる法的根拠については令和元年6月議会(第2回定例会)西井議員の一般質問に対する答

弁において答えていると回答があった。

5 当委員会の認定

平成30年1月中旬頃に吉川氏が阿古氏と面談して未処理金の存在を伝え、同月末頃に未処理金を葛城市で保管することを求める申入書を持参して再度阿古氏と面談したこと、阿古氏は申入書を受けて検討し、顧問弁護士の見解を踏まえて職員らと協議し、未処理金を葛城市に帰属する金銭である可能性が否定できないと考え、葛城市において預かる判断をしたこと、但し判断に至るまでの過程で葛城市議会及び議員と協議することはなかった事実が認定できる。

第14 未処理金の帰属

1 未処理金の原資

生野氏の証言によると、未処理金は議長交際費や建設寄附金等を原資とする、本来新庄町に帰属すべき金銭が何らかの方法で町の管理を離れ、職員らによって蓄えられ引き継がれてきたものであるという。

しかし、当委員会の調査においては、議長交際費や建設寄附金、その他新庄町に帰属すべき金銭が未処理金を形成したと認められる具体的な証拠を発見することはできなかった。

2 当委員会の判断

未処理金の原資が何であるかを具体的に裏付ける証拠を発見することはできず、原資の点から未処理金の帰属を直接決定することはできなかった。

しかし、未処理金は生野氏、吉川氏、岡本氏等新庄町及び葛城市の役職経験者が管理に関わり、それらの人々は未処理金が新庄町に帰属すべきものとして扱ってきたことは、未処理金の帰属が新庄町であることをうかがわせる事情である。

また未処理金の通帳は新庄庁舎会計課金庫内で保管され、未処理金自体も平成20年12月11日までは一貫して新庄町及び葛城市収入役名義の口座で預金されてきたことも、未処理金が新庄町と密接な関係があることを推測させる。

また、未処理金は現存するだけで約1億8千万円という多額の金銭であるにもかかわらず、未だかつて自己の所有権を主張する者が現れていないということも、仮に未処理金が新庄町以外の者に属する金銭であるとすれば考え難いことである。

そして、未処理金の原資が新庄町に由来すると認定できなかった原因は、主として関係資料の保存年限が経過した結果資料が収集できないことによるものであって、積極的に新庄町に帰属することを否定するような証拠が存在するわけではない。

従って、具体的に未処理金の原資が何であるかを具体的に確定することはできなかったが、当委員会は以上のような外形的な事実関係から、未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では新庄町を承継した葛城市に帰属する金銭であると認定する。

第 15 未処理金の今後についての提言

1 未処理金の受け入れ

第 14 の通り、未処理金は葛城市に帰属する金銭であるので、当委員会は葛城市が未処理金を歳入として受け入れることを提言する。

2 未処理金の回収

(1) 未処理金は葛城市に帰属する金銭であるから、そこから逸出した金銭については回収すべきである。

しかし、別表において「行方不明」と記載した出金は出金者及び金銭の行方を確認できる資料が存在せず、残念ながら現実には回収すべき金銭であったかの確認は出来なかった。

(2) 以下の出金については、岡本吉司氏が行ったものであるので、葛城市は少なくとも同人に対して各出金額の返還を請求すべきである。

ア	平成 20 年 12 月 16 日	25 万円
イ	平成 22 年 12 月 29 日	1 万 3,000 円
ウ	平成 27 年 3 月 6 日	208 万 7,500 円
エ	平成 27 年 3 月 6 日	93 万 7,500 円
オ	平成 27 年 4 月 2 日	150 万円
カ	平成 29 年 7 月 25 日	27 万円

第 16 未処理金の再発防止に向けた提言

1 未処理金の発生の防止

未処理金の具体的な発生経過は判明しなかったが、新庄町において、町に帰属すべき金銭が何らかの方法で町の管理を離れ、一部の職員が独自に管理するに至ったことは推測される。新庄町では、未処理金以外にも町から支出された現金が本来の用途に使用されないまま返還もされず庁舎内で保管されていた事例が証言されていた。

葛城市においては現金の取り扱いに万全を期し、支出した現金は必ず本来の使途に用いられたかの確認、及び納付されるべき金銭が現実に葛城市に納付されたかの確認を徹底するなど、金銭の取扱いについて定められたルールを徹底させ、常時遵守されているか確認する必要がある。

2 未処理金の早期発見

未処理金の通帳が、長年、会計監査を受けることなく、黒いポーチに入れ

られて葛城市会計課の金庫におさめられていたことは、会計管理上許されることではない。

こうした会計監査をのがれて庁舎内で管理されているいわゆる雑部金をなくすために、以下の提言をおこなう。

- (1) 仮に未処理金が発生した場合でも、速やかに発見し是正することで被害を最小限に抑えることができる。

そのためには、例えば抜き打ちで現金の取り扱い状況を検査したり、外部の専門家を起用した監査を実施したりするなど、既存の監査制度にとどまらない監査機能の強化がなされるべきである。

- (2) また、本件では未処理金の存在を知っている職員が複数おり、しかも未処理金の通帳を入れたポーチは会計課の金庫内において保管されていたにも関わらず、誰も問題を提起し解消に向けて動くこともなかった。その結果平成29年末頃まで未処理金の存在が公にならず、それまでの間に行方不明になったり、費消されてしまったりして失われた金額もある。

内部通報は組織の不正行為を探知する有力な手段であり、今後同様の事態が発生した際に速やかに探知できるように、葛城市においても実効性のある内部通報窓口を構築すべきである。

また、会計検査院がひろく情報を国民から求めて会計検査に生かしていることになり、職員が見聞した不適正な会計について、葛城市監査委員に通報する制度を設けることも検討してもらいたい。

第17 調査の過程において発見した問題と提言

1 公印の管理

- (1) 調査の過程において、①南都口座からの出金に葛城市収入役印が、②弁之庄地積更正における葛城市と作心測量建築事務所との間の業務委託契約書に葛城市長印が、③新町農道用地3筆の所有者と葛城市との間の売買契約書に葛城市長印がそれぞれ使用されていることが判明した。

しかし①は南都口座自体が葛城市の把握していない未処理金の預け入れられていた口座であるから、その出金は葛城市の行為ではありえないこと、②③は葛城市において契約した記録も支払った記録も残されていないこと、①②③のいずれも葛城市の公印使用簿に該当する記録が存在しないことから使用に至る経緯や使用者を特定することはできなかったが、全て使用権限のない者に各公印が無断で使用されたものと認定した。

- (2) 公印が無断使用されたことと、未処理金の発生や使用は直接の因果関

係はない。しかし、言うまでも無く公印は押印された文書が葛城市の意思により作成されたかのような外形を作出するものであるから、無権限者によって自由に使用されるようなことがあってはならない。

松山氏の証言によると、既に葛城市においては公印管理の厳格化を図っているとのことであるが、例えば公印を取り出せば自動的に日時や取り出した者が記録される仕組みなど、公印使用簿への記載といった人為的な手段に止まらない厳格な使用管理の仕組みを構築すべきである。

2 対応記録の必要性

市職員が議員や外来者との対応記録をとることを慣行とすることによって、議員などからの不当な圧力を抑止するとともに、職員自らの行為の正当性を担保することにつながる。

3 葛城市執行部と葛城市議会との意見交換

葛城市執行部が未処理金の存在を把握してから歳計外現金として未処理金を預かるに至るまで、葛城市議会に対しては事実関係や処理方針について何らの報告や協議もなかった。

個別の事案の内容や緊急性により例外はあろうが、市民の重大な関心事については執行部だけではなく市民の代表である葛城市議会に対しても報告し、処理方針について協議すべきである。

第18 証言拒否等

1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況

なし

2 証人の証言拒否の状況

なし

3 虚偽の証言、自白の状況

第13回委員会（平成31年1月17日開催） 岡本吉司氏の証言

No.	尋問内容	証言
1	これね、ここには平成20年12月16日の日付書いてるんですけど、どうもちょっと別の日に作成されたようにちょっと聞いてるんですけども、これはいつ作成されましたか。（下村委員長）	せやから通帳見てもうたらわかりますように、たしか平成20年12月16日この日やったと思いますけど、この日に通帳から25万円引き出してますよ。（会議録38ページ）

2	<p>わかりました決裁はしているということ。それですね、もう一つ、ここがあれなんですけども、25万円、これ、どういうあれか知らんけれども、作心さんは登記までいろんな作業をやって、私としては相当努力した金額でやってるから、25万円についてはその分のお金やと思うてましたと、そうおっしゃてる。それが今、岡本証人がおっしゃった平成20年のときに25万円出していると。それにですね、西田さんいわく、去年の1月、去年にですよ、この25万円の領収書を書いてくれと岡本さんに言われて書きましてんと。これ、どういうあれで、岡本さんは25万円払うたっておっしゃってるけれども、作心さんは、それはまだもうてないけれども、多分信用して、くれるやろうから去年に領収書を書いてんとおっしゃてる。これ、どういうことなんですか。僕らようわからんのや。〈西川委員〉</p>	<p>だから先ほど言うてますようにね、今、領収書の日にと、使わせてもらった、口座から引いた日にと調べていただいたらわかると思いますよ。きちっと同じ金額出てますよ。だから、私、最初から言うてますやん。この金は弁之庄の測量で不足した金やから、何とかしてほしいということで私は払いましたよということ言うてますやんか。せやから、当然、通帳も見てもうたらわかるように、そんな不正な支出を私はしてませんよ。 (会議録45ページ)</p>
3	<p>それやったら、平成20年のときに領収書もろうとかはったらええのに、作心さんが何で去年の1月か何か、去年ですよ、また、これどない言うたはるかいうたら、メモも残っとんや。一番新しいこれが領収書のつづりでんねんと。順番に、ずっといって、それに平成20年のやつこんなどこへ入ってきたらおかしなるさかいに、領収書のつづりの一番後ろの部分の領収書を切りましてんと。それはそうですわな。今もう平成30年、31年やのに、突然平成20年の領収書が間へぼんと入ってきたらおかしいですやん。せやさかいに一番後ろから切りましてんと言うたはるんですや</p>	<p>私はそのときにお金払うたからもうてますやんか。金払うたから領収書もらいまんねんやろう。金払わんかったら領収書くれまへんやんか。私は決してそんなことしませんよ。(会議録46ページ)</p>

	ん。何で平成20年に、そう言わはんのやったら、何でそのとき領収書もらわしまへんの。〈西川委員〉	
4	領収書に書いてる日にちは平成20年12月16日ですけれども、いつ受け取られました、この領収書。〈下村委員長〉	今言うてますやんか。お金と引きかえですやんか。(会議録46ページ)
	ほんなら、平成20年12月16日にお金を25万円。〈下村委員長〉	渡したからもうてますねやんか。(会議録46ページ)
5	領収書をもらわれて、お金も渡されたと。そういうことですね。〈下村委員長〉	はい。(会議録46ページ)
	その日付が平成20年12月16日ということでよろしいですね。〈下村委員長〉	はい。(会議録46ページ)
6	そしたら平成20年12月16日にいただいたものということですね。〈内野委員〉	私、お金渡したからもうてまんねん。(会議録49ページ)
	でいいんですね。〈内野委員〉	はい。(会議録49ページ)

偽証と判断できる理由

【(1)－1】西田氏の証言

大字弁之庄地内における地積測量業務を受託した、作心測量建築事務所の代表者西田貞人氏の第13回委員会(平成31年1月17日開催)での証言によると、「平成20年12月16日付、葛城市建設課宛の25万円の領収書について、平成30年1月25日に岡本吉司氏の依頼により作成した。その作成日について平成20年12月16日付にするよう、岡本吉司氏から指示があった。」、「当該領収書は実際には平成30年1月25日に作成したので、通常領収日の日付順に領収書を作成していることから、平成20年12月16日付の領収書を続きで作成するのはおかしくなるので、わざとその綴りの一番後ろの用紙で作成した。」旨証言している。

【(1)－2】西田氏の提出書類

西田氏から提出を受けた、西田氏が日常業務遂行の過程において作成している業務日誌の平成30年1月25日の欄には、「弁之庄の以前の領収書(追加分)発行する25万(岡本氏)」との記載がある。

また、西田氏から提出を受けた領収書綴り（コクヨ製 ウケー 92 / 3枚複写50組）は、表紙に平成29年6月8日から使用を開始した旨記載されているが、綴りの最後の領収書控えが「葛城市建設課」宛の平成20年12月16日付25万円、但し書きが「葛城市弁之庄地内測量代」となっており、岡本氏より提出を受けた領収書の複写である。

【（1）－3】西田氏の証言と提出書類の評価

西田氏が虚偽の証言をする動機は見当たらず、また証人尋問とは無関係に通常の業務過程において作成された書類の記載内容は一般論として信用性が高いうえ、西田氏が使用した領収書綴りに記載された使用開始日や領収書用紙の位置から、そして、宛先についても平成20年12月16日には存在せず、平成22年4月1日に機構改革で新設された「葛城市建設課」となっていることから、領収書に記載された作成日付である平成20年12月16日に作成されたとは考えにくい。

従って、西田氏の証言は事実に合致しており、領収書は平成30年1月25日に作成されたものと判断する。

【（1）－5】岡本氏の偽証の根拠

そして、岡本氏の証言は平成31年1月17日に行われたものであるが、西田氏が岡本氏の依頼によって領収書を作成したのは証言の約1年前の事で、さほど時間も経過しておらず、また作成日付を偽って従って、岡本氏は証言した時点で平成30年1月25日に西田氏に領収書の作成を依頼して受け取ったことを記憶していたにもかかわらず、敢えて平成20年12月16日に領収書が作成され受け取ったと、自己の記憶に反して虚偽の陳述をしたものと判断する。

4 記録の提出拒否の状況

令和2年7月20日付、岡本吉司氏に資料請求した「奈良県農協忍海支店の新村区長名義（口座番号000●●●●）普通預金口座の平成22年12月29日の届出事項変更届（改印届）後の届出印鑑」について、理由を付して提出を拒否された。

【委員会の対応】

印鑑が地方自治法第100条第1項の「記録」に該当するか否かについては、解釈の余地があるので、記録の提出拒否に正当な理由がないとまでは言えない。

5 宣誓拒否の状況

なし

第19 告発

1 告発の状況

なし

2 告発取下げ

なし

第20 調査経費（別表）

第21 その他

1 証人に対する公示送達

なし

2 その他

なし

以上

第3章 まとめ

当委員会は、旧町（新庄町）時代の財産として計上されていない預貯金（以下「未処理金」という）についての調査を行った。

1、 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項

未処理金が形成された経緯については、証言による関係資料記録等の調査を行ったが、保存年数などに限界があり確認できなかった。「議長交際費、建設寄附金、などが原資となった」という証言についても可能性は否定できないが、真偽を確認する資料が残っていないため、確定できない。しかし、未処理金は元旧新庄町長で元葛城市長である吉川義彦氏、元旧新庄町助役で元葛城市副市長である岡本吉司氏、元旧新庄町収入役の生野名興氏等、新庄町及び葛城市の要職に就いていた者が管理に関わっていたこと、また、吉川義彦氏が平成30年1月30日付、阿古市長宛に提出した申入書では、未処理金のことを「旧新庄町において、相当以前から、本来、地方公共団体によって指定された金融機関で管理すべきと思われる金員の一部について、歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座に預入し、管理されていたこと」が記載されており、これらのことから、未処理金が新庄町と密接な関係にあったことがうかがえる。しかし、吉川義彦氏と岡本吉司氏は、在職中に未処理金の存在を知らなかったと証言されている。生野名興氏においては、平成13年頃に未処理金の存在を、当時職員であった清村氏と河合氏に対して伝えたという事実があった。

具体的に未処理金の原資が何であるかを確定することは出来なかったが、当委員会は以上のような外形的な事実関係から、未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では葛城市に帰属する金銭すなわち公金であると認定する。

2、 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項

吉川義彦氏が平成30年1月30日付、阿古市長宛に提出した申入書では、未処理金について、旧新庄町において、相当以前から、歴代の収入役等が金融機関に預入し、管理されていたこと、また、非公式で引き継がなされていたことが記載されている。しかし、これらのことを確認できる前任者らは、いずれも故人となられており、確認することが極めて困難であ

ることも合わせて記載されている。よって、過去の保管状況を確認しようとしたが、南都銀行に口座情報が保管されている、生野名興氏が管理していた以降の状況について、入出金状況は把握できるが、各入出金の詳細な情報については履歴が保管されていないため、確認することはできなかった。これらの入出金の内容について、生野名興氏に確認しようとしたが、証言を得られるような体調ではなく、調査することが出来なかった。生野名興氏が収入役を退任し、新庄町と當麻町が合併し、葛城市が誕生した平成16年10月1日以降、同年12月20日に吉田新之助氏が葛城市収入役に就任後、平成20年12月10日までの間は、出金履歴はなく、入金についても利息のみ記録されている。

河合氏の報告書によると、遅くとも平成16年10月頃には、会計課の金庫内に未処理金の通帳とメモ書きが入った黒色のポーチが保管されていたとされている。後任の職員2人もポーチの存在を確認している。

河合氏証言によると、その黒いポーチは平成20年11月頃、まだ出納室にあり、副市長を退任した岡本吉司氏が預かってくれたと証言している。

平成20年12月11日に南都銀行口座を解約、約1億8千万円の小切手が発行され、岡本吉司氏により奈良県農協忍海支店口座（新村区長名義）に預け替えされ、以降、同氏が実質的に管理することとなる。そこで、その手続に関して、葛城市収入役印の押印により通帳が解約され、南都銀行の小切手が発行されたことについて、当委員会は収入役印管理状況に関する証人尋問をおこなった。当時の吉田収入役はこのことへの関与を否定している。

当時の状況について関係者に証人尋問すると、会計課の執務時間は金庫室は施錠されないことがあり、収入役の承諾なしに収入役印を使用しようとするれば、可能な状態であったという証言が得られた。

その後、岡本氏の証言によるア～カの出金が判明した。

ア	平成20年12月16日	25万円
イ	平成22年12月29日	1万3,000円
ウ	平成27年3月6日	208万7,500円
エ	平成27年3月6日	93万7,500円
オ	平成27年4月2日	150万円
カ	平成29年7月25日	27万円

岡本吉司氏がおこなった主な出金については、本人が公の事業に対する支払いという認識のもと行った行為であると証言しているが、公の事業とは認められず、個人的な判断のもと行った行為である。

また、奈良県農協忍海支店口座からの出金を新村区長や役員が認めて出金したという証言、職員から事業の処理を依頼されたという証言については、一方で相反する証言が得られているが、岡本吉司氏は、一人でやったことではないと証言している。岡本吉司氏がこのような金銭を新村区長名義口座から出金することを公に認めさせるような行為は問題である。

また、本来無償譲渡であるはずの農道整備に関する土地の提供に関して、公印使用簿にも押印記録のない市長印が押印された売買契約書が存在し、さらに未処理金からこの契約代金が支払われたことについては、従来の原則寄附という手法から逸脱した公平性を欠く行為として問題視せねばならない。

さらに、偽証があったと本委員会が認定した弁之庄の案件については、岡本吉司氏がかつての職歴による信用度により、業者に対して約10年前の日付の領収書発行を依頼しただけでなく、業者は未だ支払いを受けていないと証言していることから、払い出したお金が何に使われたのか確定することが出来なかったことは、大きな問題としてとらえる必要があると判断したものである。

脇田道路整備に関わる問題については、岡本吉司氏から依頼を受けた吉村優子氏が、地権者との交渉に10回程度同席している。また、吉村優子氏は、事業に協力いただいた地権者の民地間の舗装復旧費用について、地権者の負担にならないようにできないのかということ、岡本吉司氏に話されたとの証言があり、吉村優子氏自身も市が出すべき費用だという認識を持っていたと証言している。その後、舗装は復旧され、未処理金からその費用が支払われたが、吉村優子氏はそのことは知らなかったと証言した。

葛城市の議会議員の立場でありながら、民民のことに公費を使うべきであるという認識であったこと、また、問題のあったこの件について、どのように処理されたかを確認しなかったことについては、議員としての職責を果たしていない。

その後、未処理金の存在が発覚し、新聞紙上でも取り上げられ、平成30年1月、再度4人で相談した結果、かねてより話をしてきたように未処理金を葛城市に戻すことを阿古市長に提案し、吉川義彦氏が申入書を添え未処理金を葛城市に返還された。阿古市長は、返還された未処理金を資金保全という理由で歳計外現金として一時預かりした。

3、 旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項

未処理金の受け入れは、葛城市に帰属する金銭であるので、葛城市の歳入として受け入れることが適正な処理と思われる。

未処理金は、本来葛城市に帰属する金銭であるから、そこから逸脱した金銭についても回収すべきであるが、別表において行方不明と記載した出金については、出金した記録等、確認できる資料が存在せず、残念ながら現実には回収を図ることは出来ない。しかし、管理実態に関する事項で述べた6件の出金された金銭については、少なくとも岡本吉司氏が行ったものであるため、葛城市は同人に対して出金された金銭の返還を請求すべきである。

岡本吉司氏については、新庄町の助役、葛城市の副市長を歴任し、現在葛城市の議会議員という立場でありながら、今回の問題で、真相の究明に至らなかった事実以外にも、道義的責任を追及されるべき行為が行われていたことに対して、自身の立場を認識した行動を何故とれなかったのか疑問が残るところである。

終わりに、2年7ヵ月にわたり調査を行う結果となったが、この間、この事案に関わることとなった多くの関係者に証言をいただき、ご協力いただいたことに感謝と敬意を表したい。また、今回の問題の調査を行うきっかけとなった、非公式に存在した金銭についての生野名興氏による告発があったことは評価しなければならないが、今回のような問題が二度と起こらないよう、本当に正しく機能する内部通報制度の確立に向けて取り組むべきであることを提言する。

なお、100条委員会としての調査の限界もあったことを申し添え、今回の調査報告のまとめとしたい。